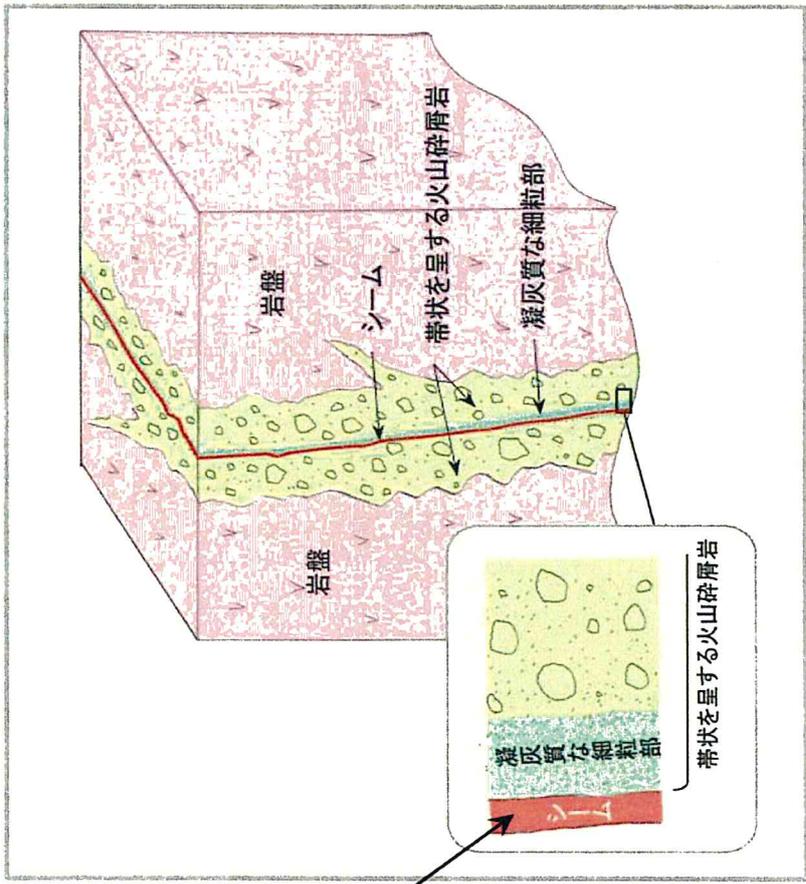


- ・シームは“帯状を呈する火山砕屑岩”中の粘土質薄層で、粘土はスメクタイトで、低温の熱水変質でできる鉱物。
- ・シームの厚さは最大数 cm、平均的には mm オーダーで、主に“凝灰質な細粒部”に沿って分布。



シーム及びシーム周辺の地質(概念図)

(調査報告書(最終)の1-7頁(抜粋、加筆))

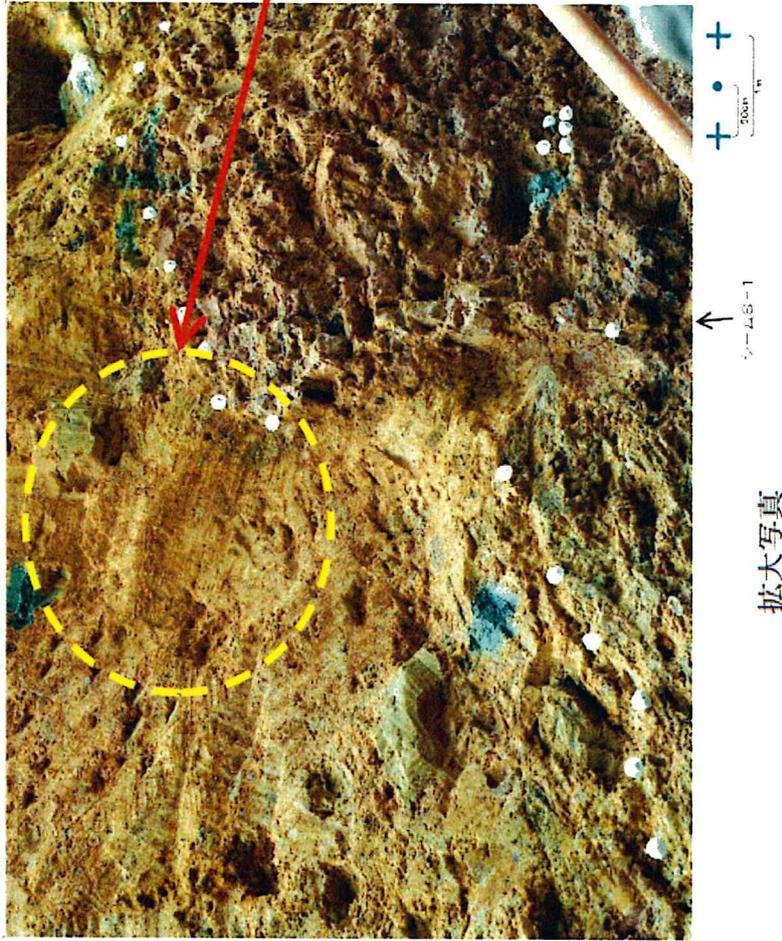
図A シーム関連構造(シームと成因的に密接に関わる地質構造)の模式図

別図1 本件敷地内シーム及びその周辺の地質構造に係る模式図

(徳山(2017)の図A)



**旧トレンチは直接確認できないが、評価に係る重要な事柄は、スケッチと写真から相当な程度判断できる  
(旧トレンチ北西壁の堆積層基底面の段差直上の拡大写真から観察できることの例)**



※壁面表面の随所にみられる細い筋は、壁面整形の際の鎌による削り痕である。

- ・旧トレンチの段差20～35cmを変位とすると、厚さ1m程度の砂礫Ⅱ層で掘削時にこの変位が生じたこととなる。
- ・もし、S-1が活動したのであれば、少なくとも段差の直上の砂礫Ⅱ層にせん断や擾乱が生じていなければならない。
- ・しかし、せん断や擾乱は全く認められない。



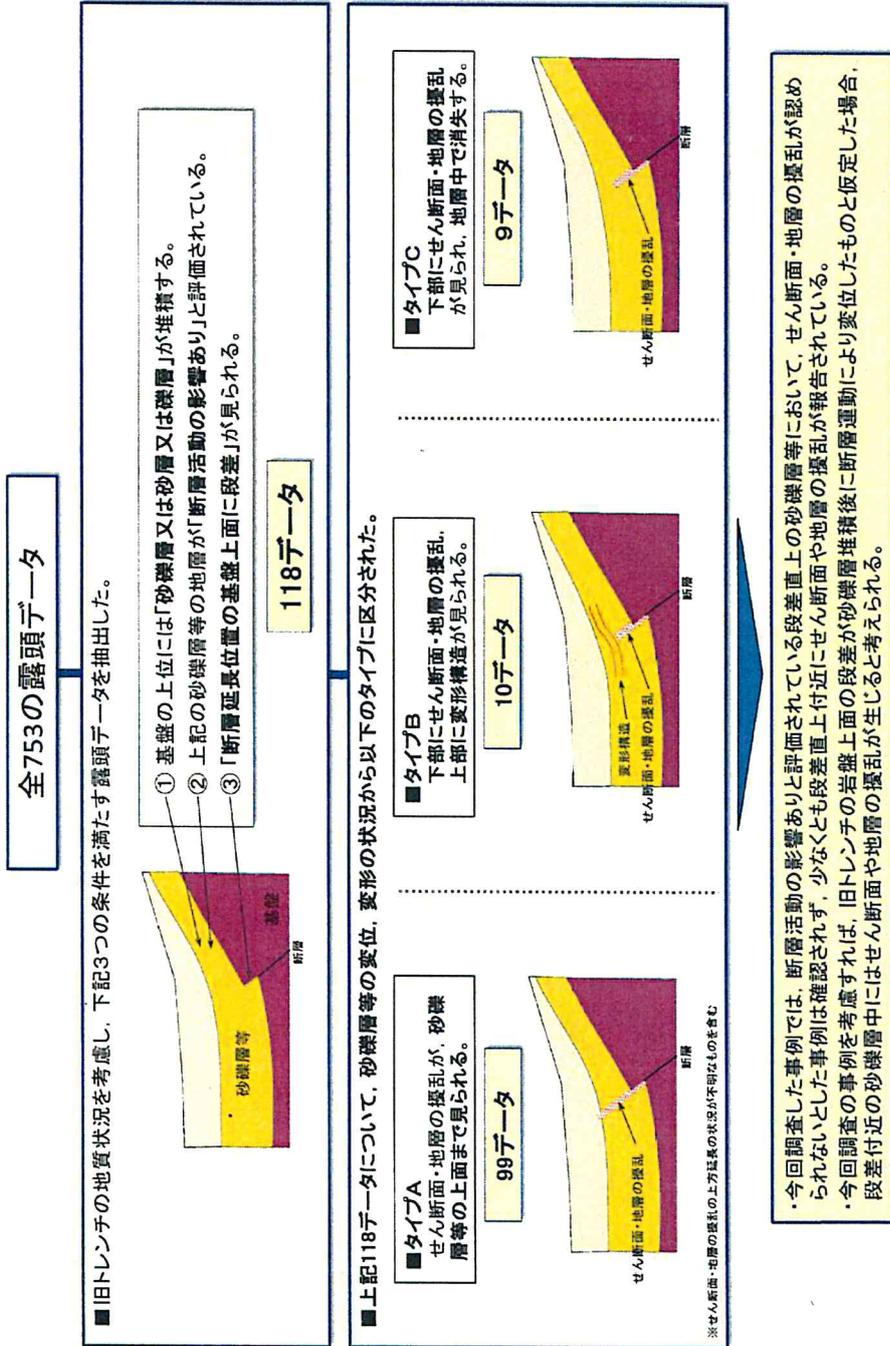
断層変位はなかったことを示す。

本文説明用資料2  
志賀・現調5-2 1-19を編集・加筆

別図3 旧トレンチの写真からはS-1が活断層ではないことは明らかであること  
(小島(2017)の本文説明用資料2)

# 活断層調査において砂礫Ⅱ層のような砂礫層を対象に上載地層法を適用した事例を文献で調べたところ、全ての例でせん断面や擾乱が生じている

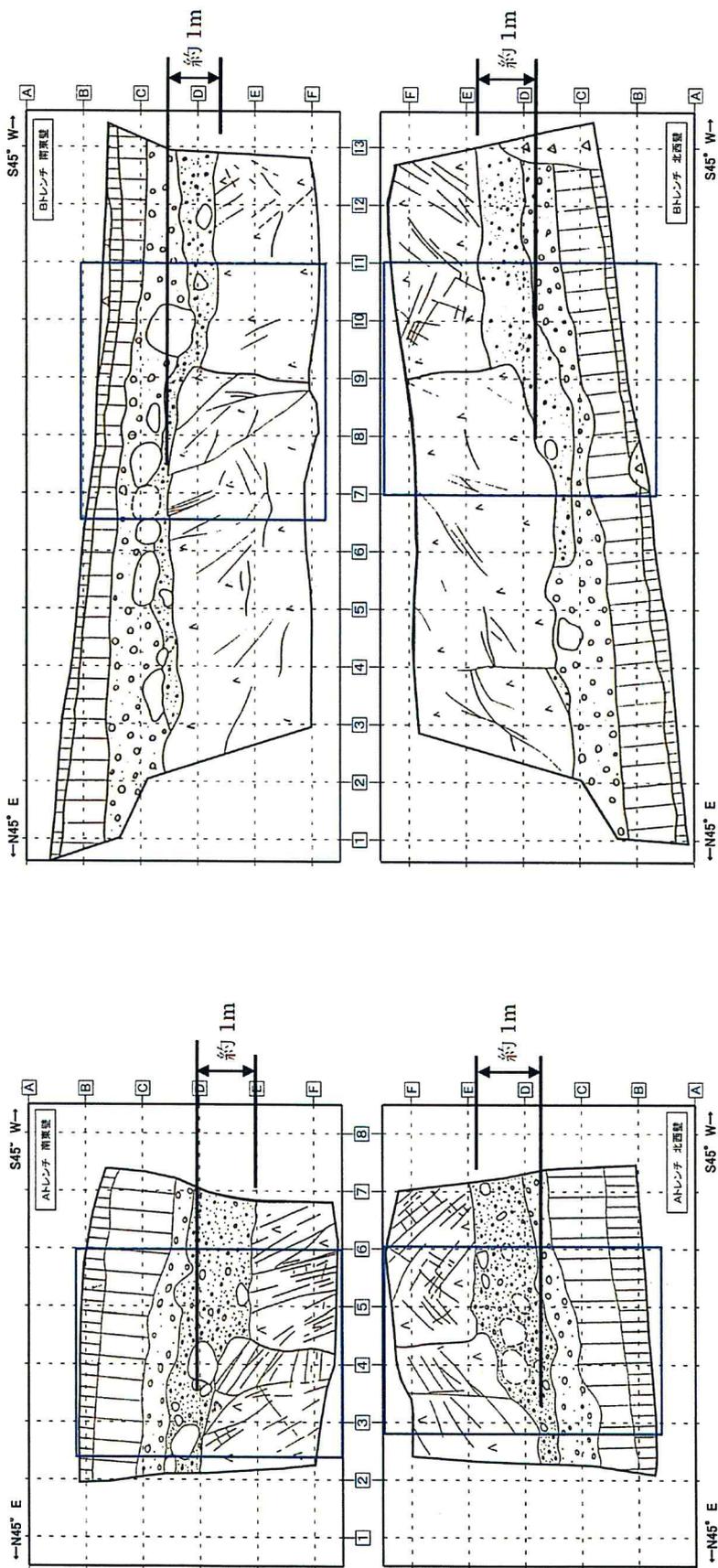
- 断層活動を受けた堆積物(礫層、砂礫層、砂層)のせん断構造の出現形態について、国内で実施された活断層調査等の文献調査を行った。
- 調査にあたっては、地震調査委員会による活断層長期評価で用いられた参考文献、(独)産業技術総合研究所の活断層データベース ([https://gbank.gsj.jp/activefault/index\\_gmap](https://gbank.gsj.jp/activefault/index_gmap)) から活断層調査等に関連する文献を調査対象とした。対象となった文献は539編、753の露頭データ(スケッチの記載があるもの)である。



本文説明用資料3  
志賀・現調5-2 1-23

別図4 地層の堆積状況等からすれば、仮に、旧トレンチにおいてS-1が活動すれば、必ず段差上部の砂礫Ⅱ層にせん断面や擾乱が生じること(小島(2017)の本文説明用資料3)





B トレンチスケッチ

A トレンチスケッチ

・評価書では、形態的特徴が旧A・Bトレンチの4つの壁面に共通して認められることをS-1北西側の活動性を認定する根拠にしている。  
 ・4つの壁面ですべて1mの変位を認定し、『・・・4壁面全てに共通して見られることから、ある地点に偶然かつ局所的に生じたものではない。』としている。  
 ・これは、評価書が想定した変位基準に北東側隆起を示唆する1mの落差があり、これが4つの壁面に共通しているのは、1mの落差が浸食等ではなく断層変位でできたことを示唆する根拠になる、ということを行っているに等しい。

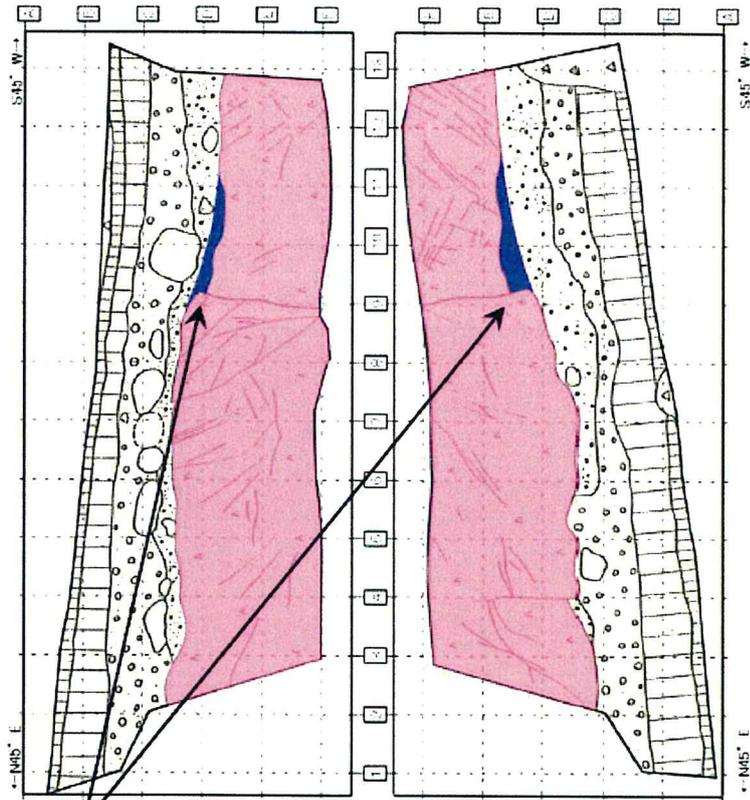
・壁面の堆積層基底面の段差に断層変位を想定する他、さらに同基底面の一部に変位基準面を認定して1mもの変位を指摘するのであれば、本来、その妥当性が断層の活動実態に照らしてチェックされていなければならないが、評価書中にこれに関する記述はまったくない。

(現調5-2の参考-3-2、参考-3-3頁(抜粋、加筆))

図L 旧A・Bトレンチにおける変位基準面認定の妥当性

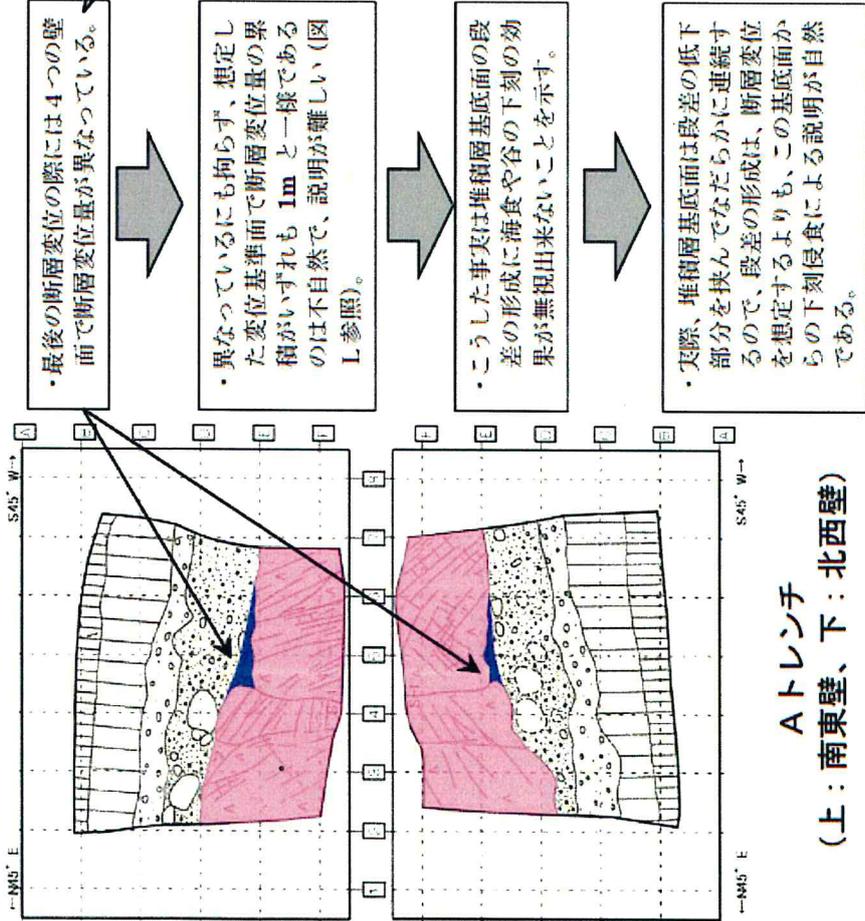
別図6 本件評価書の想定するS-1の活動間隔や活動規模は科学的にあり得ないこと

(徳山(2017)の図L)



**Bトレンチ**  
(上：南東壁、下：北西壁)

：侵食により削られたと考えられる範囲  
：基盤



**Aトレンチ**  
(上：南東壁、下：北西壁)

- 最後の断層変位の際には4つの壁面で断層変位量が異なっている。
- 異なっているにも拘らず、想定した変位基準面で断層変位量の累積がいずれも1mと一緒であるのは不自然で、説明が難しい(図L参照)。
- こうした事実は堆積層基底面の段差の形成に海食や谷の下刻の効果が無視出来ないことを示す。
- 実際、堆積層基底面は段差の低下部分を挟んでなだらかに連続するので、段差の形成は、断層変位を想定するよりも、この基底面からの下刻侵食による説明が自然である。

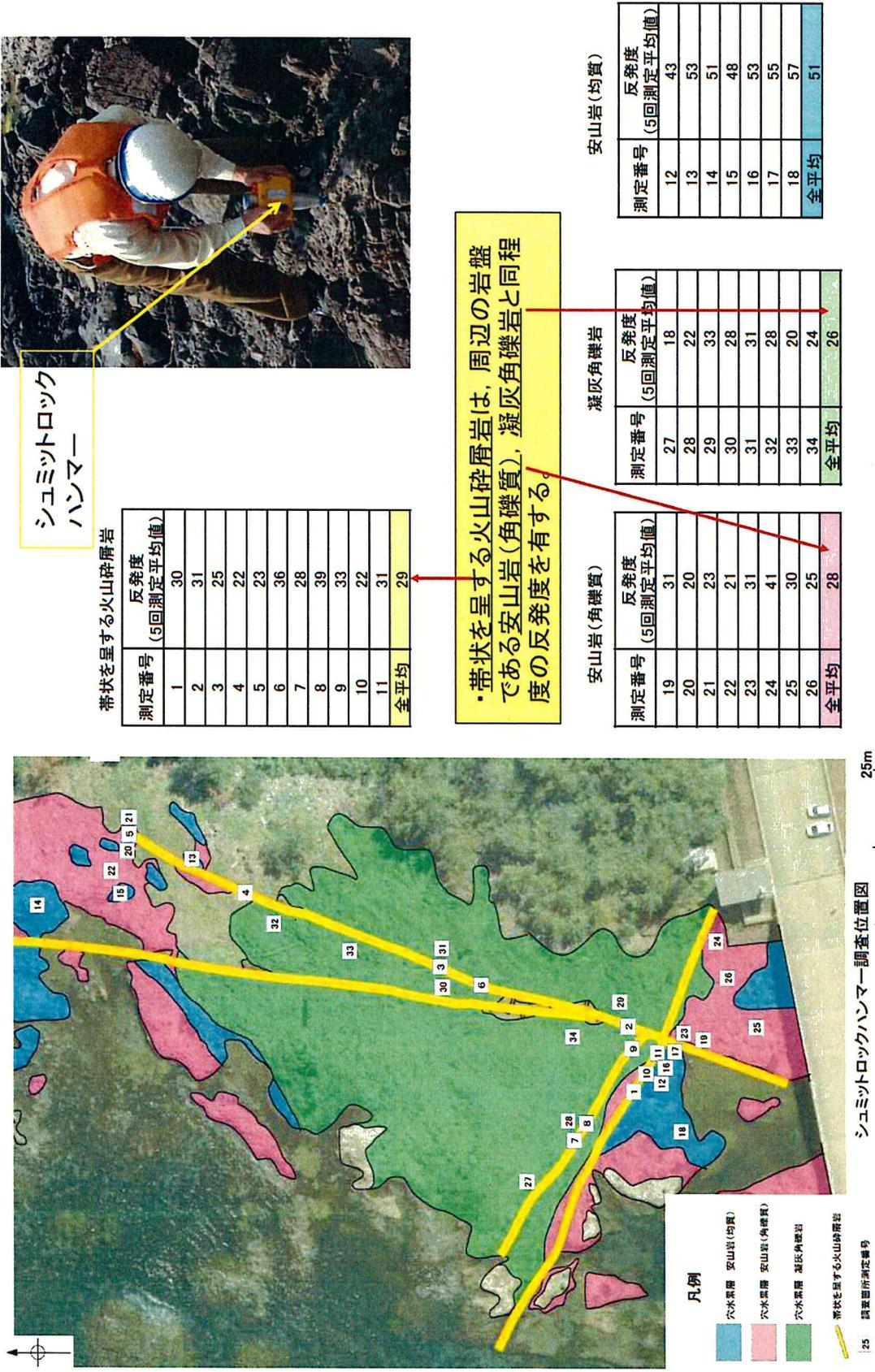
(現調5-2の参考-3-2、参考-3-3頁(抜粋、加筆))

**図M 旧A・Bトレンチの堆積層基底面の分布から見る段差形成の要因が侵食であることの妥当性**

別図7 旧トレンチの段差は自然な侵食により形成されたものであること

(徳山(2017)の図M)

■前頁で示した帯状を呈する火山砕屑岩(凝灰質な細粒部を含む)の硬軟について、定量的に把握するため、シュミットロックハンマーを用いて確認した結果を以下に示す。

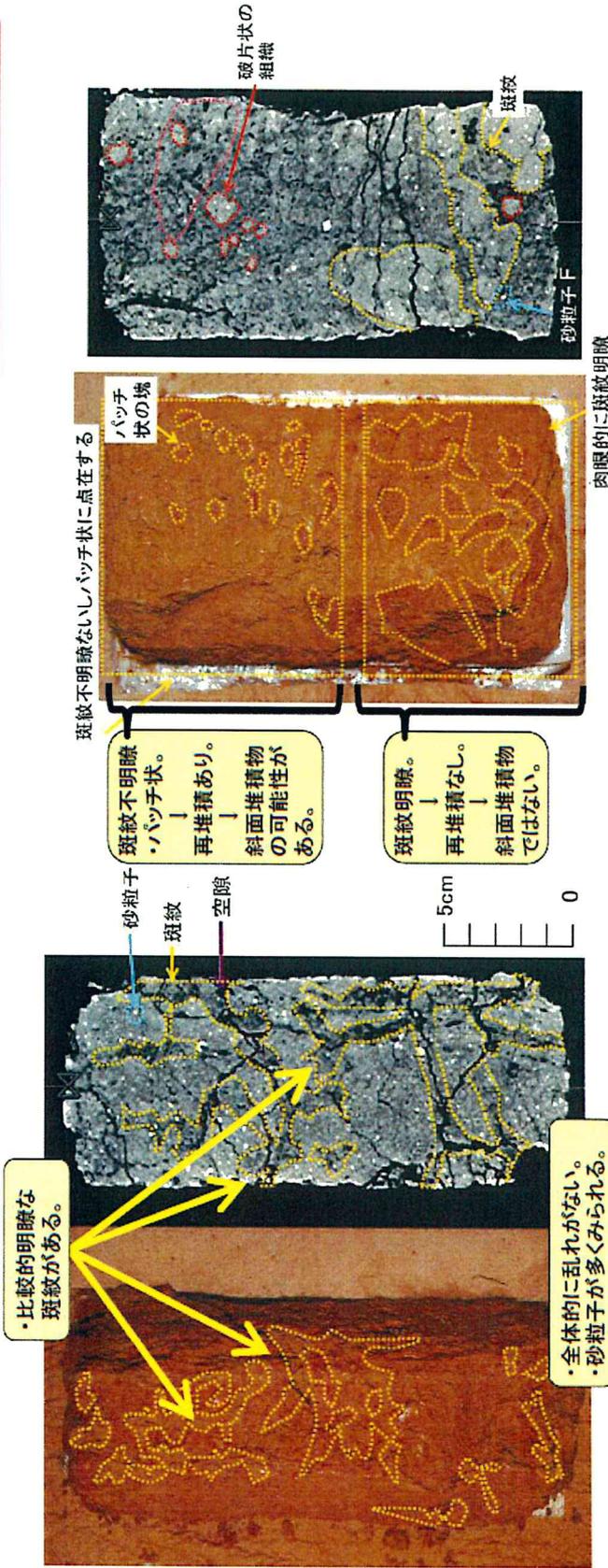


第2部 付図17 “帯状を呈する火山砕屑岩”の硬さは周辺の穴水累層と同じである

別図8 凝灰質な細粒部は軟質ではなく周辺の岩盤と同程度に堅硬であること

(金折(2016)の第2部付図17)

駐車場南側法面の堆積層中の赤色土壌は再堆積したのではなく、少なくとも12~13万年前よりも古いものである



ポーリングゴア近影 C T画像

駐車場南側法面の赤色土壌 (S-1直上付近)

- ・駐車場南側法面の堆積層中の赤色土壌にはトラ斑と呼ぶ特有の土壌構造が認められる。
- ・肉眼でも土壌形成後の擾乱がないことは確認できるが、さらにCT画像観察などの理化学分析でも擾乱が無いことが確認されている。

赤色土壌および下位の堆積層は少なくとも12~13万年前よりも古い地層である。これに変位・変形がないことから、S-1には12~13万年前以降の活動はない。

ポーリングゴア近影 C T画像

斑紋に乱れがある例

- ・土壌形成後に再堆積した斜面堆積層の可能性のあるところとそうでないところは明瞭に判別できる。

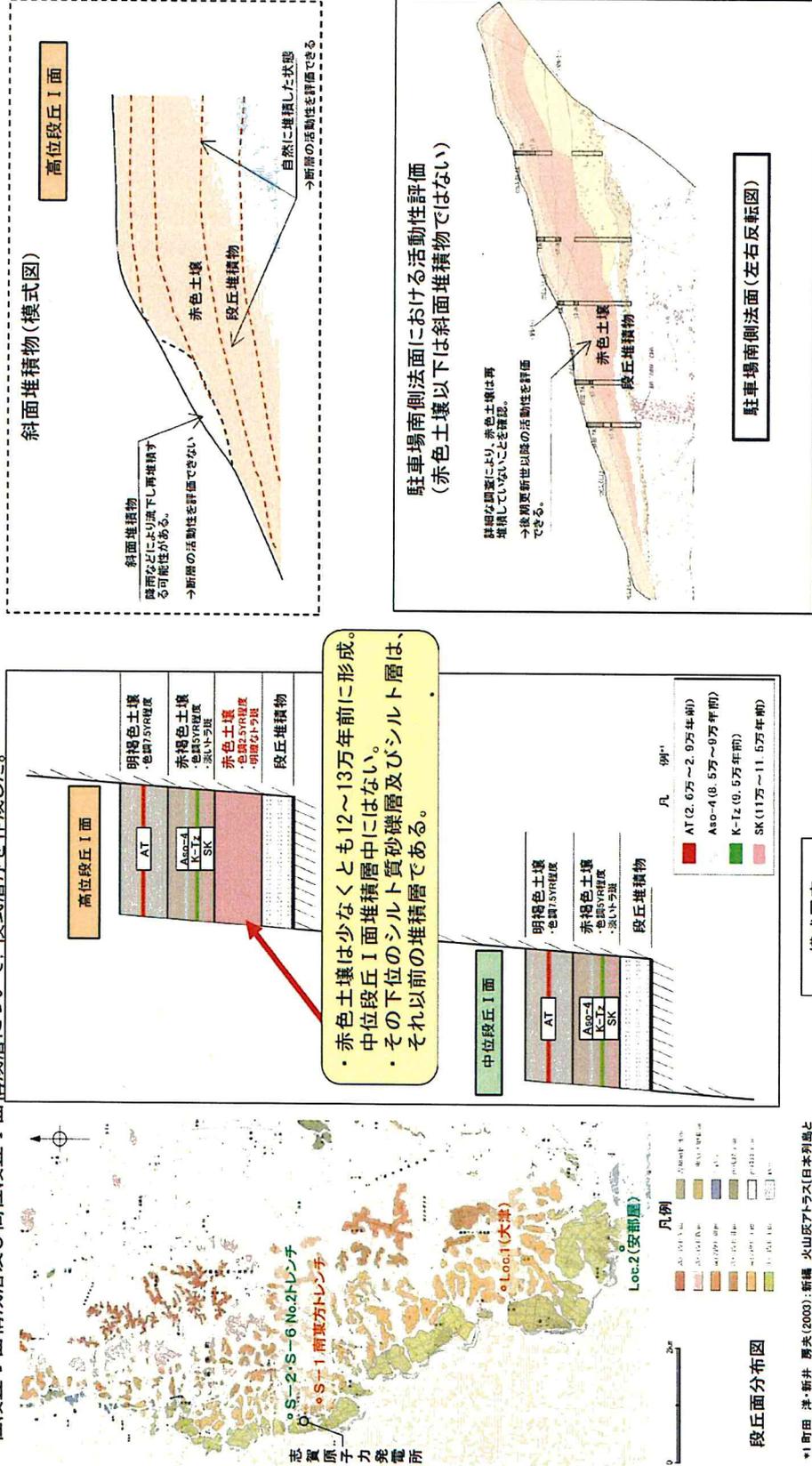
別図9 駐車場南側法面の堆積層は再堆積したものでないこと

(小島(2017)の本文説明用資料7)

本文説明用資料7  
志賀・現調3-1 別添資料集  
1-2-10、1-2-31を編集・加筆

**表題「駐車場南側法面の堆積層中の赤色土壌以下は少なくとも12～13万年前よりも古い地層で、これに変位・変形がないことから、S-1には12～13万年前以降の活動はない**

■敷地に主に認められる高位段丘I面及び中位段丘I面の海成段丘面について、敷地近傍を含め、テフラとの関係、堆積物及び古土壌の性状等の検討を行い、中位段丘I面構成層及び高位段丘I面構成層について、模式層序を作成した。



・赤色土壌は少なくとも12～13万年前に形成。  
中位段丘I面堆積層中にはない。  
・その下位のシルト質砂礫層及びシルト層は、それ以前の堆積層である。

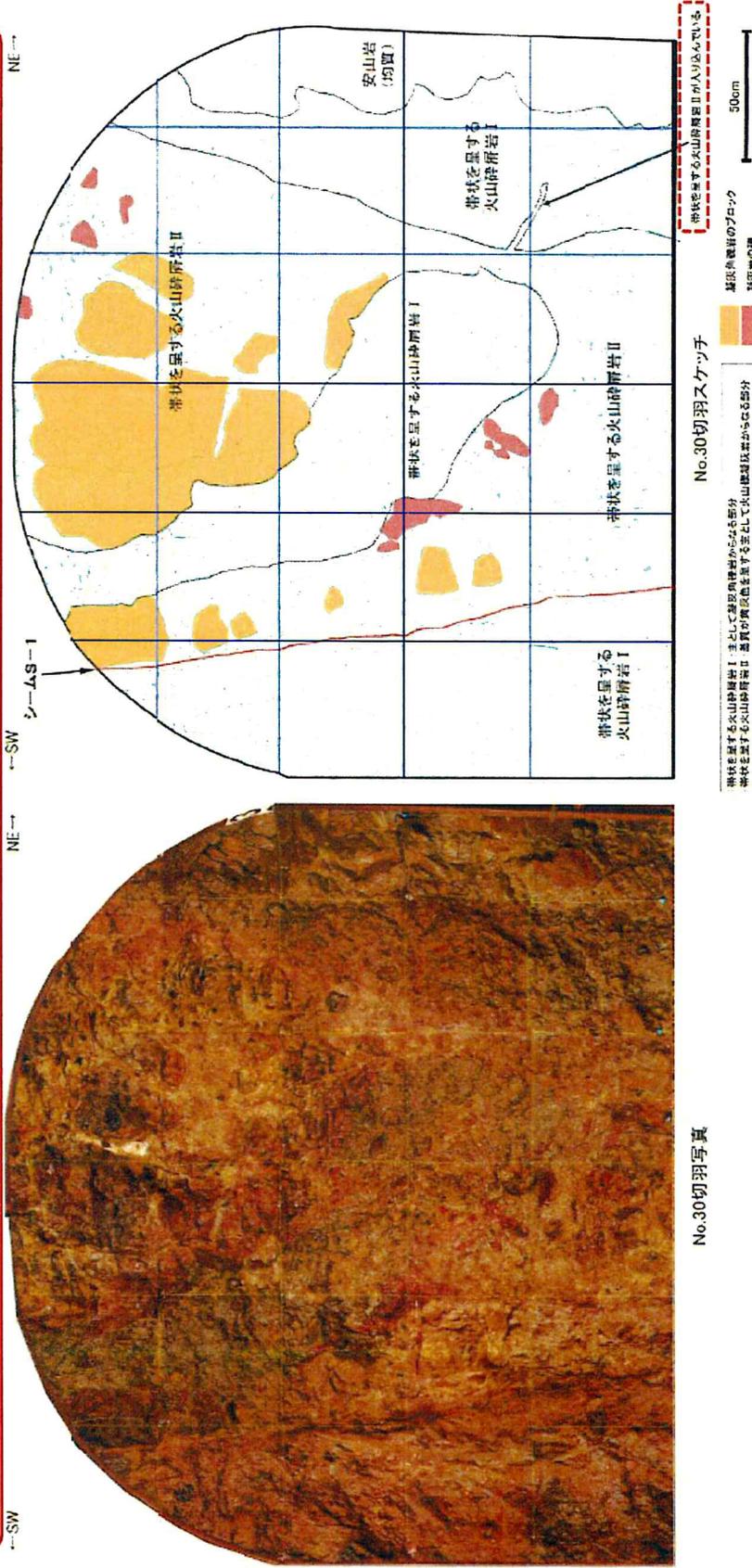
・中位段丘I面の構成層は、下位より段丘堆積物、赤褐色土壌、明褐色土壌からなる。  
・高位段丘I面の構成層は、下位より段丘堆積物、赤色土壌、赤褐色土壌、明褐色土壌からなる。

別図10 駐車場南側法面においてS-1は後期更新世以降活動していないこと

(小島(2017)の本文説明用資料6)



**“帯状を呈する火山碎屑岩”はしばしば貫入-被貫入関係を示す複数の岩相からなる  
(岩盤調査坑での事例)**

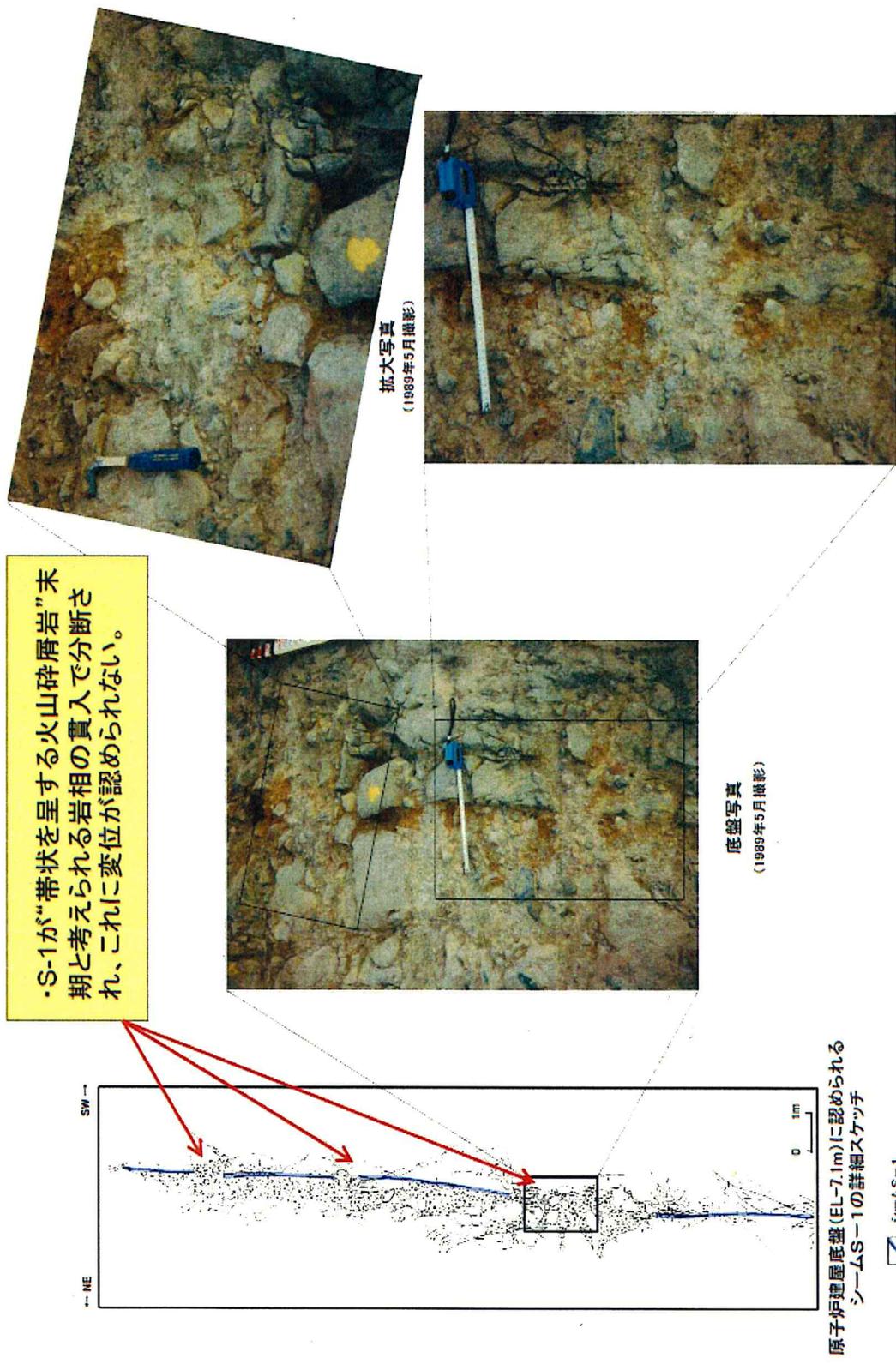


• “帯状を呈する火山碎屑岩”内にはしばしば貫入-被貫入関係を示すさまざまな岩相があり、場所毎に様相が異なる。  
 • 岩盤調査坑の“帯状を呈する火山碎屑岩”を分断する“帯状を呈する火山碎屑岩”は同じものではない。

• 従って、志賀1号機原子炉建屋基礎底面のS-1を分断する“帯状を呈する火山碎屑岩”の岩相が活動性評価に使えないとする有識者の判断に科学的合理性はない。

本文説明用資料9  
最終報告書 3-81を編集・加筆

別図12 本件1号機原子炉建屋底盤と岩盤調査坑とでは帯状を呈する火山碎屑岩の岩相が異なること  
(小島(2017)の本文説明用資料9)



・S-1が“帯状を呈する火山砕屑岩”末期と考えられる岩相の貫入で分断され、これに変位が認められない。

第2部 付図3 志賀原子力発電所1号機建屋基礎のS-1を分断する“帯状を呈する火山砕屑岩”に  
破断等の変状はない(最終報告書 2-134を編集・加筆)

別図13 本件1号機原子炉建屋底盤において、S-1が帯状を呈する火山砕屑岩に分断されており、同岩の貫入以降、S-1はずれ動いていないこと(金折(2016)の第2部付図3)

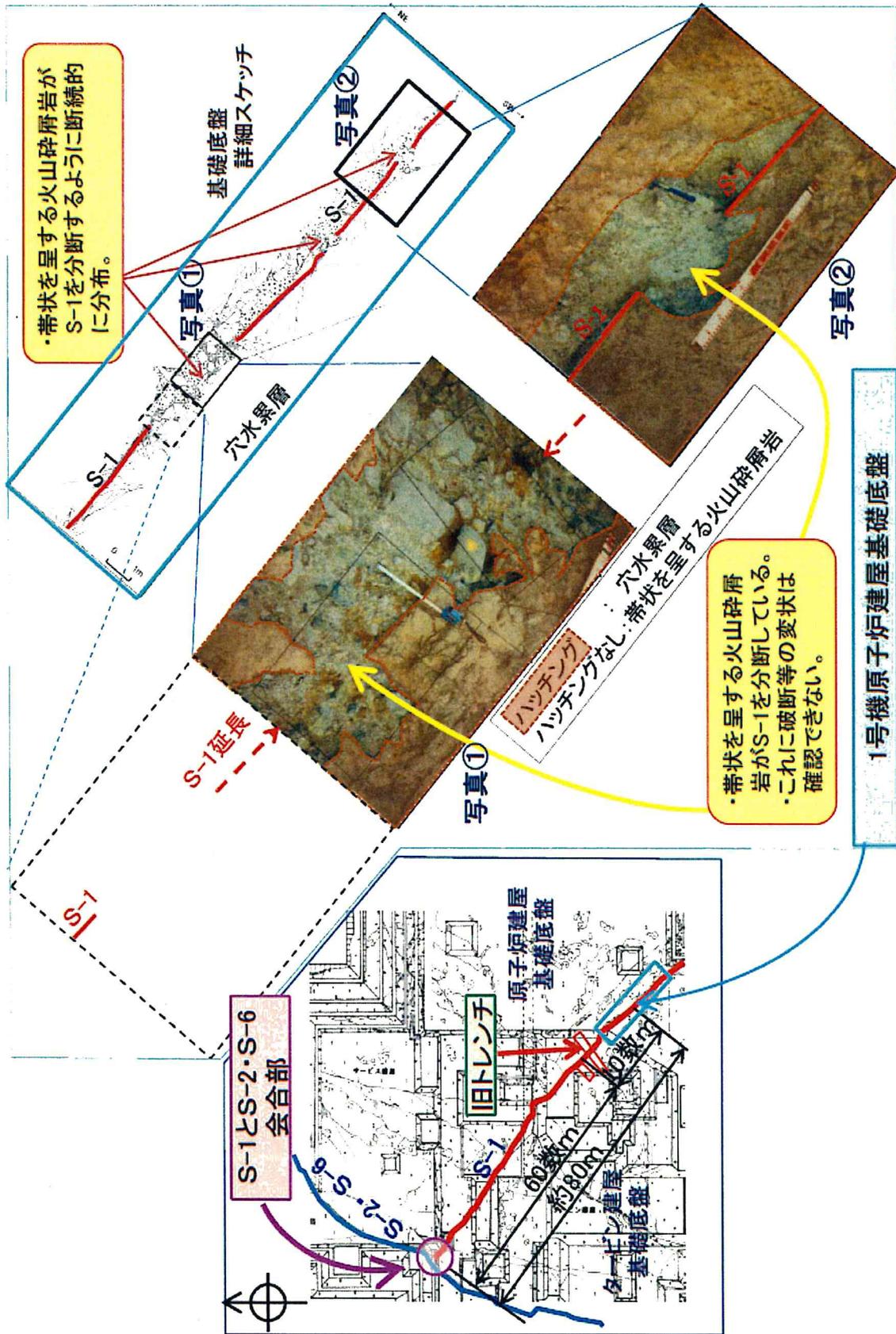
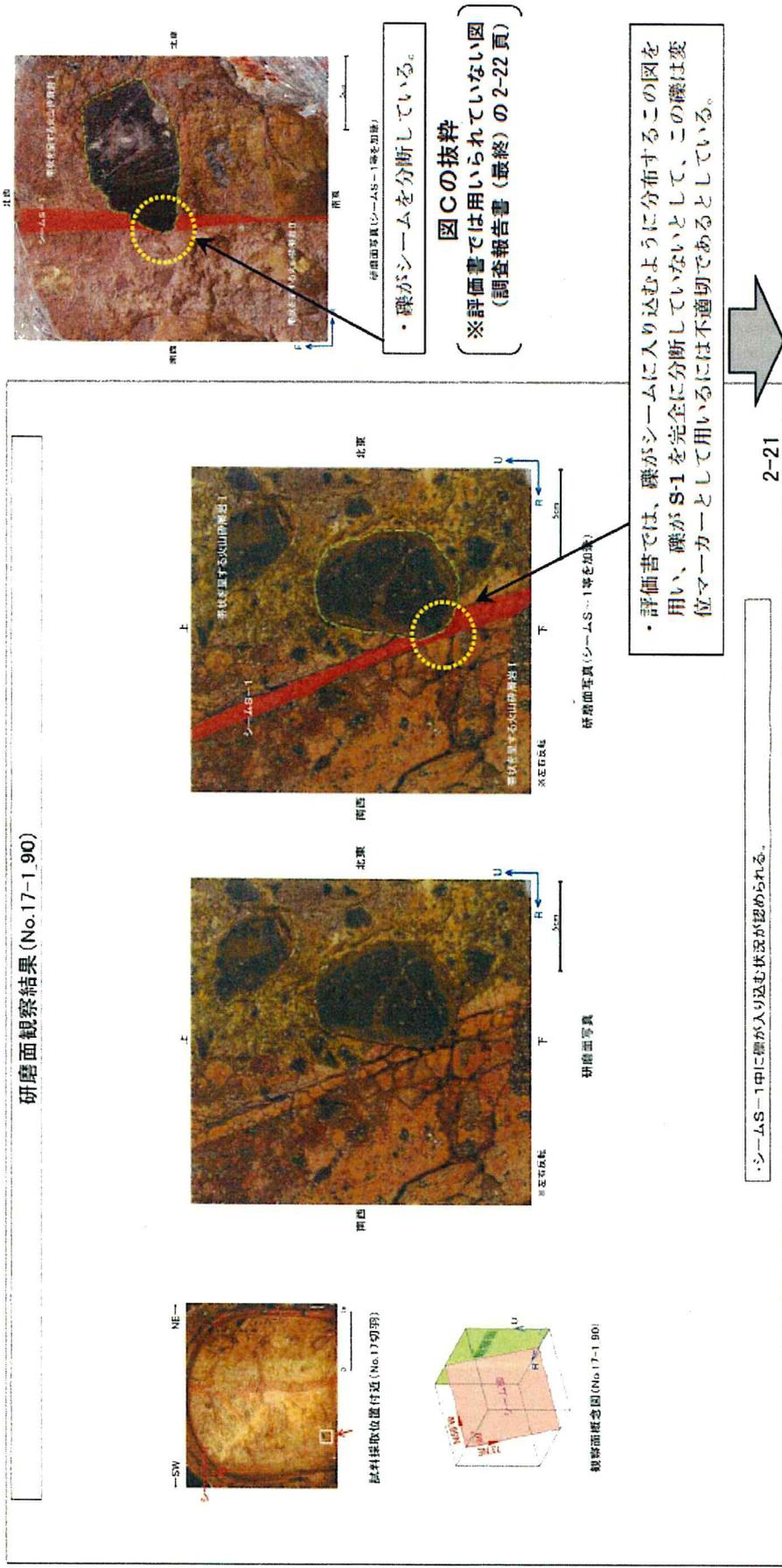


図5-2 シームS-1を分断する帯状を呈する火山砕屑岩の状況

別図14 本件1号機原子炉建屋底盤においてS-1が迂回しているように見え見えないこと

(濱田(2016)の図5-2)

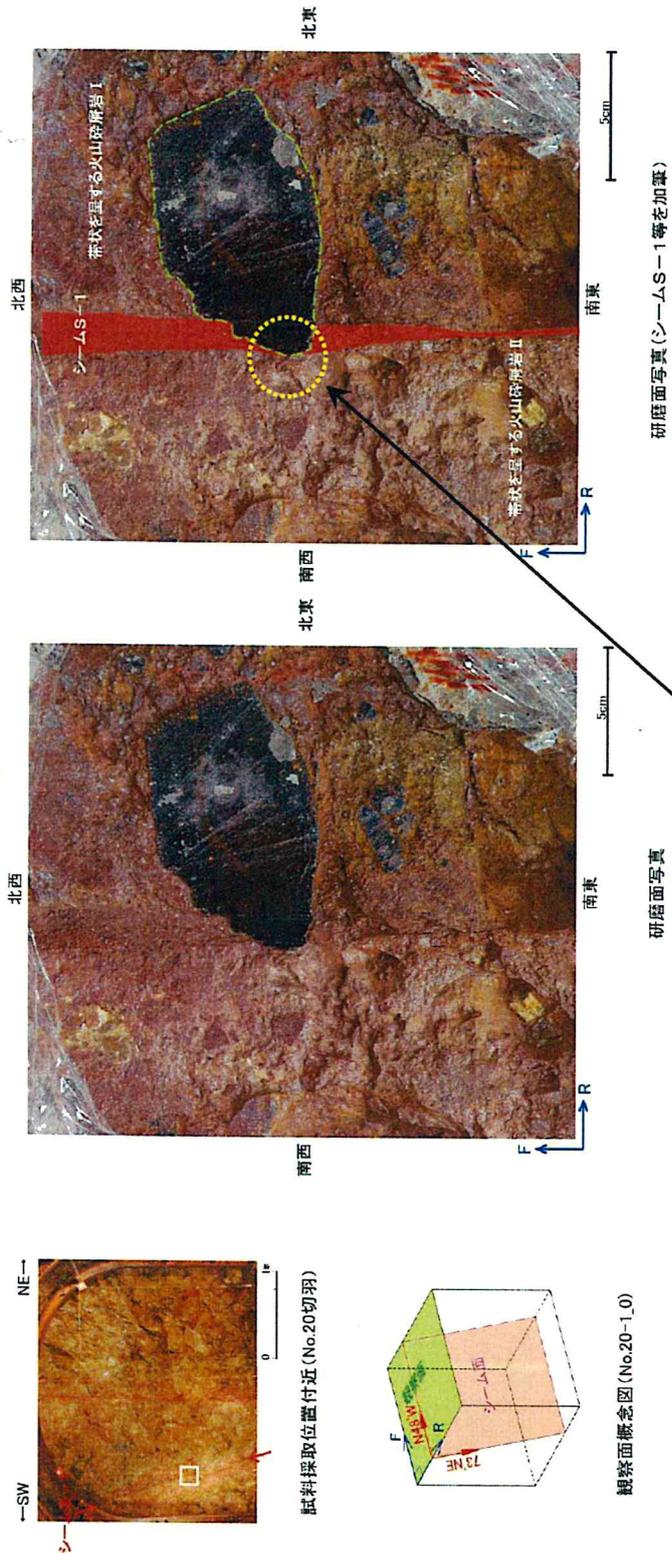
研磨面観察結果 (No.17-1\_90)



図K 評価書で用いられている礫の写真

別図15 被告は岩盤調査坑におけるS-1に入り込んだ礫を「変位マーカー」とはしていないこと (徳山 (2017) の図K)

研磨面観察結果(No.20-1\_0)



・シームについて、S-1を対象に実施した岩盤調査坑の調査では、周辺の“帯状を呈する火山砕屑岩”中の礫がシームを横断するよう分布するのが観察できる。  
 ・もしシームが樹層破碎によってできたものなら、礫は破断し、ズレが生じていなければならないが、そうした現象は見られない。

図C シームを横断する礫の存在

別図16 礫が本件敷地内シームを横断するように分布していること

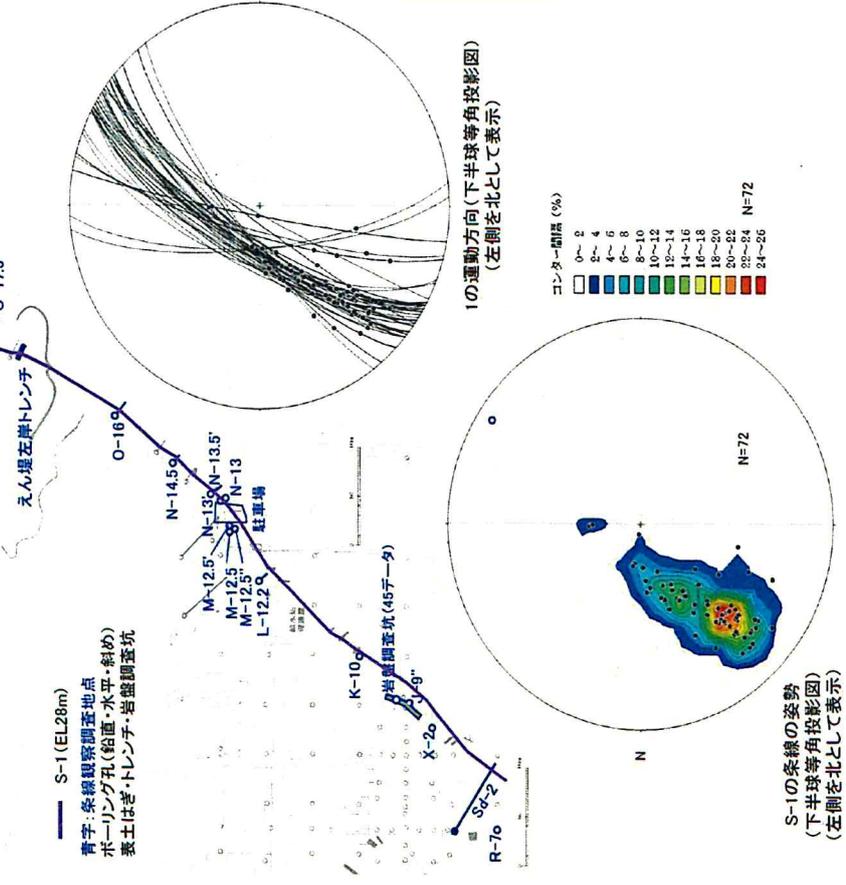
(徳山(2017)の図C)

(調査報告書(最終)の2-22頁(加筆))



**S-1の条線は全区間で同じ運動方向を示し北西側と南東側で同じ運動方向を示し北西側と南東側での違いはなく、北西部のみの活動性の認定はできない**

■ S-1全線にわたり、運動方向の観点からS-1の連続性を把握するために、北西部から南東部にかけた傾向の違いの有無について検討を行った。  
 ■ 条線観察結果として、S-1の条線の姿勢及び変位センサから求まるS-1の運動方向についての検討結果を以下に示す。



調査地点	粘土の厚さ(cm)	走向/傾斜 (走向は真北)	条線のレイク	変位センサ (条線観察)	変位センサ (薄片観察※1)
R-7 深度153.35m	0.3~0.7	N62° W/70° NE	55° R	右横ずれ逆	-
S4-2(水平ボーリング)	1	N62° W/70° NE	63° R	右横ずれ逆	-
岩盤調査坑※2 No.24-2-2ブロック(1)	0.35~0.6	N67° W/72° NE	60° R	(不明)	右横ずれ逆
No.25-2-2ブロック(1)	0.55~0.65	N61° W/73° NE	45° R	右横ずれ逆	右横ずれ逆
X-2 深度37.65m	フィルム状~ 0.1	N54° W/78° NE	40° R	右横ずれ逆	右横ずれ逆
J-9* 深度29.33m	0.25	N40° W/78° NE	30° R	(不明)	-
K-10 深度16.95m	フィルム状	N83° E/73° NW	50° R	(不明)	-
L-12.2 深度41.93m	0.1~0.15	N69° W/66° NE	40° R	(不明)	-
駐車場岩盤ボーリングNo.1	2.5~5	N38° W/79° NE	40° R	右横ずれ逆	-
駐車場岩盤ボーリングNo.2	3.5~5	N60° W/77° NE	20° R	(不明)	-
M-12.5 深度63.43m	1.5~4.5	N46° W/74° NE	70° R	(不明)	-
M-12.5' 深度51.65m	フィルム状~ 0.5	N82° W/72° NE	60° R	(不明)	-
M-12.5'' 深度50.00m	1.4~1.8	N62° W/72° NE	45° R	(不明)	-
N-13 深度11.10m	0.7~0.9	N51° W/76° NE	40° R	右横ずれ逆	右横ずれ逆
N-13' 深度22.45m	0.1~0.4	N51° W/79° NE	65° R	右横ずれ逆	右横ずれ逆
N-13.5' 深度10.90m	フィルム状~ 0.2	N50° W/75° NE	50° R	(不明)	-
N-14.5 深度21.31m	0.1~0.2	N52° W/69° NE	60° R	(不明)	-
O-16 深度20.36m	0.6~1.4	N87° E/73° NW	90°	逆	-
えん堤左岸トレンチ 底盤	0.25~0.3	N55° W/84° NE	56° R	(不明)	-
O-17.3 深度41.82cm	0.1~0.2	N63° NW/87° NE	26° R	(不明)	-
O-17.5 深度25.29m	0.2~0.3	N80° W/86° NE	51° R	(不明)	-
		N75° W/78° NE	90° R	(不明)	-
		N76° W/80° NE	110° R	(不明)	-
			28° R	(不明)	-
			63° R	右横ずれ逆	-
			40° R	(不明)	-

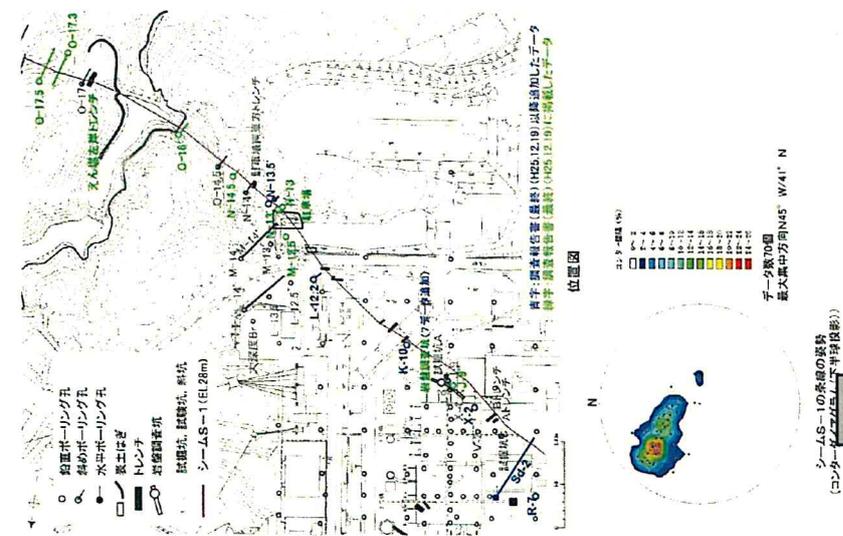
※1: 条線のレイクの方向で切断した薄片を作成し、薄片観察において変位センサを確認。(データ集5-1参照)  
 ※2: 岩盤調査坑については、全45データのうち、上表には事例として3データを掲載。  
 岩盤調査坑の全45データを合わせたデータの条線観察結果については、データ集5-1参照

本文説明用資料10

・S-1の運動方向について、北西部から南東部にかけての全線にわたり、その傾向は同様である。

別図18 条線はS-1北西部のみが活動する根拠とはならないこと  
 (小島(2017)の本文説明用資料10)

シームS-1の条線観察結果②



シームS-1		条線のレイク*	変位センス
試験番号	試験条件		
ボーリングNo.7(深さ153.35m)	上傾側	55° R	右横ずれ逆断層
水中ボーリングNo.2(深さ02.7m)	下傾側	53° R	右横ずれ逆断層
ボーリングNo.2(深さ1.39m)	下傾側	30° R	(不明)
ボーリングNo.9(深さ09.35m)	上傾側	80° R	(不明)
ボーリングNo.10(深さ16.15m)	下傾側	50° R	(不明)
ボーリングNo.12(深さ4.19m)	上傾側	40° R	(不明)
ボーリングNo.12.5(深さ03.45m)	下傾側	60° R	(不明)
ボーリングNo.12.5(深さ03.45m)	下傾側	48° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	20° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	40° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	70° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	20° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	70° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	30° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	105° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	50° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	60° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	90° R	逆断層
ボーリングNo.13	下傾側	56° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	26° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	51° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	90° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	110° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	26° R	(不明)
ボーリングNo.13	下傾側	63° R	右横ずれ逆断層
ボーリングNo.15	下傾側	40° R	(不明)

※上傾側で確認したレイクは下傾側に換算して示す  
※は、実線データが重複しているため、データ数に含めない

・断層面上のすべった痕跡（条線という。）を調べることで、断層が動いた時の応力場を求めることができる。  
・それによれば、S-1は北西部も南東部も南北性の圧縮応力場で、S-2・S-6は北西-南東方向から東西性の圧縮応力場で動いたことが分かっている。

・シームS-1の条線の姿勢は、主に北西方向の中角度(30°~50°)である。  
・70データのうち、23データで逆断層センスが認められる。

・もしS-1の動きが広域応力場によるなら、少なくとも鮮新世以降の東西性応力場によるものではない。  
・何らかの局所応力場の変化によって動いた可能性については、いくつかの異なる弾性論を用い第四紀以降に敷地に影射を与えた可能性のある断層の活動を想定したが、S-1の条線形成は説明できない。

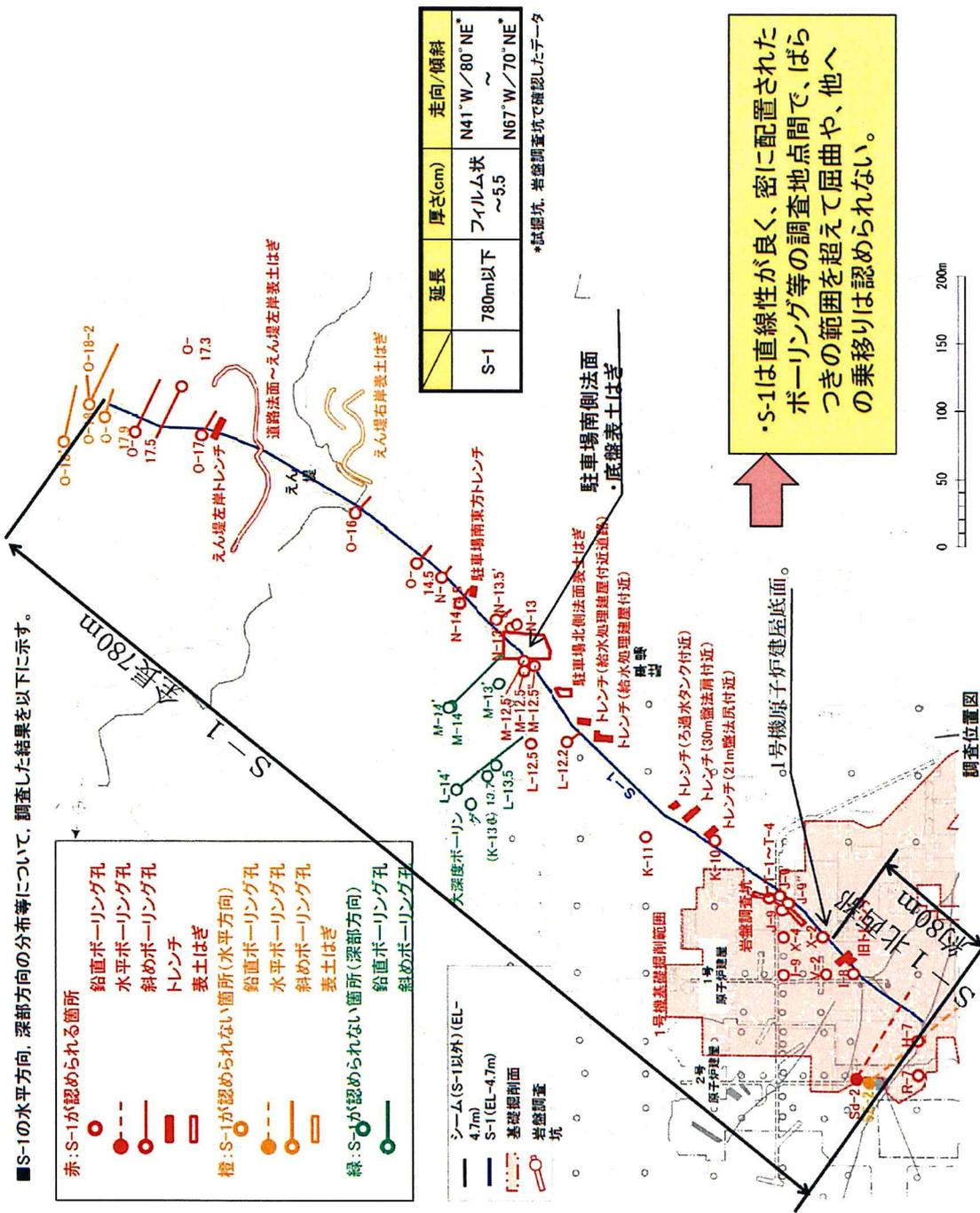
図G S-1の条線観察とその結果（傾向）

別図19 S-1の全線において条線方向は同じであること

(徳山(2017)の図G)

(現調5-2の2-4頁(加筆))





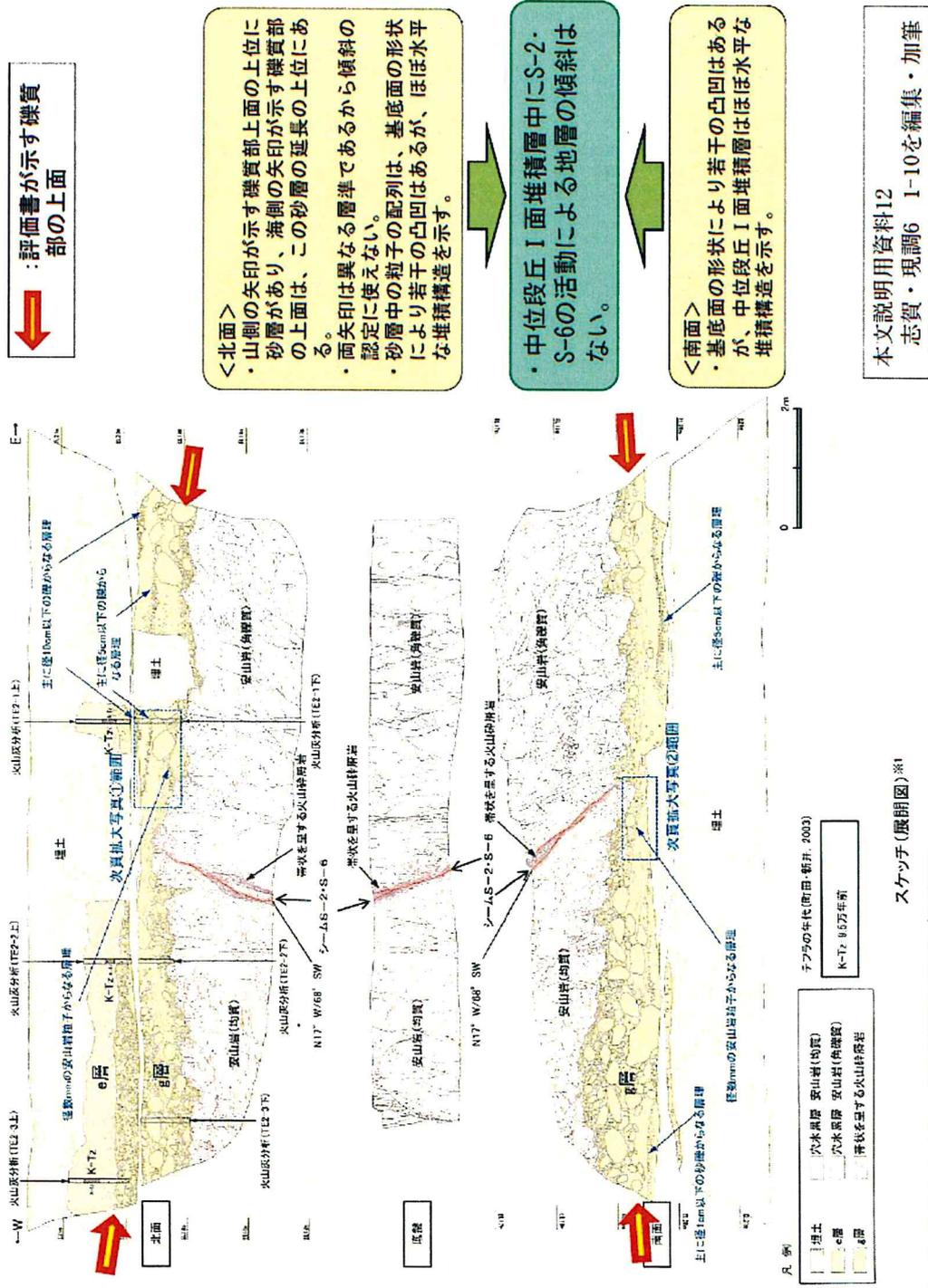
第2部 付図2 S-1の水平方向の連続性 (最終報告書等に基づき作成)

別図2-1 S-1に屈曲や他への「乗り移り」は認められないこと

(金折(2016)の第2部付図2)

# No. 2トレンチ北面での中位段丘 I 面堆積層の傾斜の認定等には誤りがある

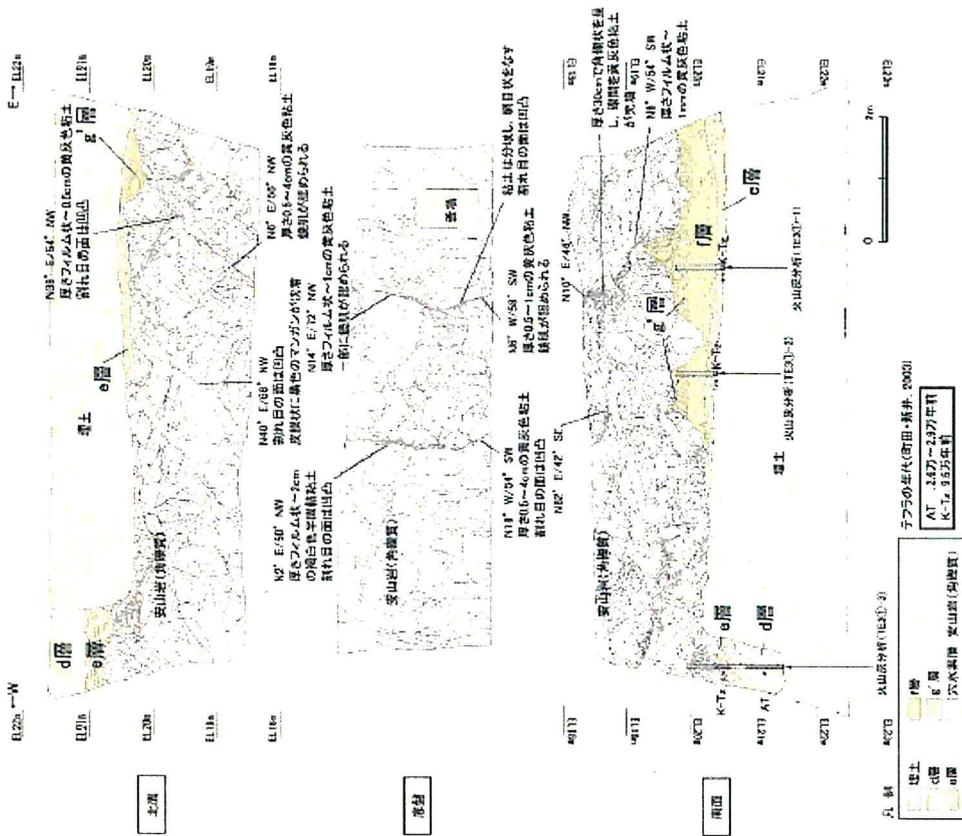
■No.2トレンチにおいて、一部削り込みを含めて再清掃を行った後、堆積構造等について詳細観察を実施し、再スケッチを行った。



別図 2-2 本件評価書においては No. 2 トレンチの地層の識別が誤っていること (小島 (2017) の本文説明用資料 1-2)

# 凸状地形の頂部付近に位置するNo.3トレンチの中段丘I面堆積層に傾斜は認められない

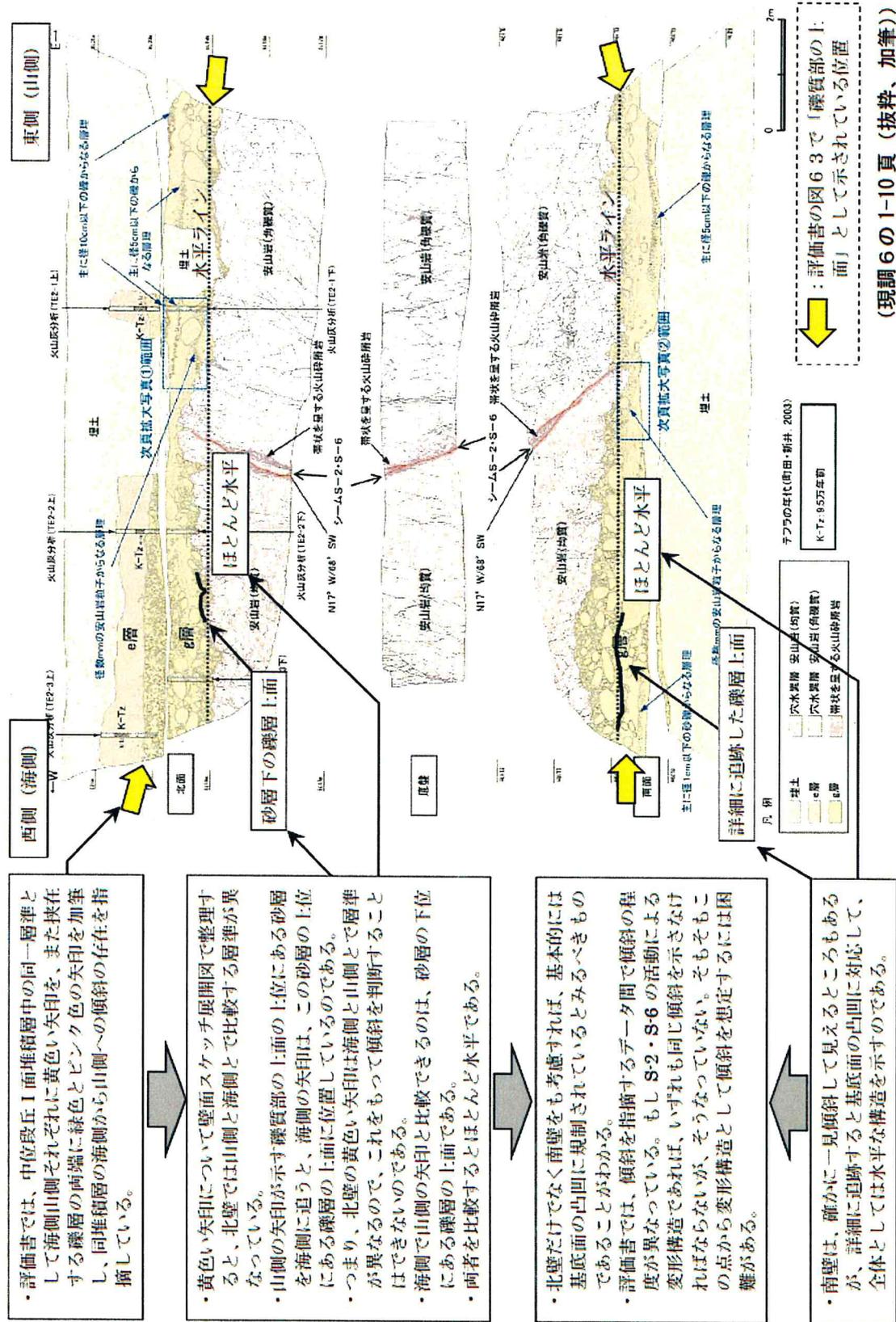
■No.3トレンチのうら、上観層が相対的に残存している南側トレンチを代表してその性状を示す。



- <北面>
  - ・g層、f層、e層はほぼ水平な堆積構造を示す。
- ・No.3トレンチは、エリア5の凸状地形の頂部に位置する。
- ・凸状地形がS-2-S-6の活動による変形できたのなら、No.3トレンチについても中位段丘I面堆積層には海側から山側に傾斜してはいけないが、全く認められない。
- <南面>
  - ・g層(中位段丘堆積層)の上面はやや海側に傾斜。

本文説明用資料13  
志賀・現調6 1-10を編集・加筆

別図23 No.3トレンチにおいてもS-2・S-6の活動の痕跡は認められないこと (小島(2017)の本文説明用資料13)



図P S-2・S-6北端付近のNo.2トレンチの壁面スケッチ

別図24 No. 2トレンチにおいて断層活動の痕跡は認められないこと

(徳山(2017)の図P)

・評価書では、中段段丘I面堆積層中の同一層準として海側山側それぞれに黄色い矢印を、また挟む層の両端に緑色とピンク色の矢印を加筆し、同堆積層の海側から山側への傾斜の存在を指摘している。

・黄色い矢印について壁面スケッチ展開図で整理すると、北壁では山側と海側とで比較する層準が異なっている。  
 ・山側の矢印が示す礫質部の上面の上位にある砂層を海側に追うと、海側の矢印は、この砂層の上位にある礫層の上面に位置しているのである。  
 ・つまり、北壁の黄色い矢印は海側と山側とで層準が異なるので、これをもって傾斜を判断することはできないのである。  
 ・海側で山側の矢印と比較できるのは、砂層の下部にある礫層の上面である。  
 ・両者を比較するとほとんど水平である。

・北壁だけでなく南壁をも考慮すれば、基本的には基底面の凸凹に規制されているとみるべきものであることがわかる。  
 ・評価書では、傾斜を指摘するデータ間で傾斜の程度が異なっている。もしS-2・S-6の活動による変形構造であれば、いずれも同じ傾斜を示さなければならぬが、そうならぬ傾斜を示さぬ点から変形構造として傾斜を想定するには困難がある。

・南壁は、確かに一見傾斜して見えるところもあるが、詳細に追跡すると基底面の凸凹に対応して、全体としては水平な構造を示すのである。



コメント回答(7)①

有識者のコメント

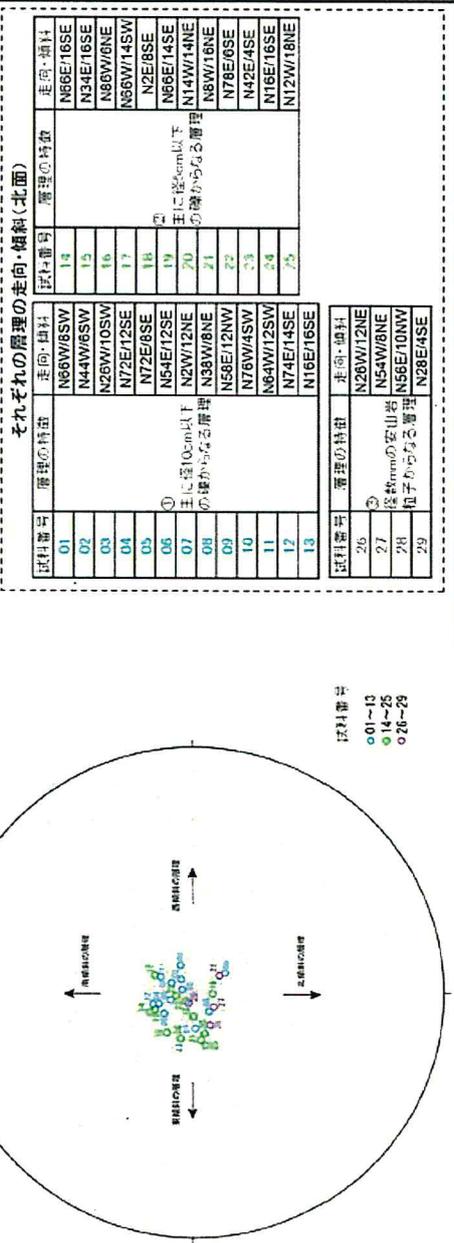
(7) S-2・S-6トレンチの層理面自体は專業者の評価を理解できたが、層理面は割れ目の上を構断していないので、活動性の評価に使えるのか現状ではわからない。層理面や定向配列は断層の近くでは西上がり、基盤も盛り上がっている可能性があるので、層理面の走向傾斜を出してほしい。

・No.2トレンチにおいて、北面の箇所、南面の箇所の層理の走向・傾斜を測定した。その結果を北面、南面の順で以下に示す。

礫の連なりは基盤の岩盤凸凹に規制されている凸凹した波蝕台を埋積した礫質堆積物にはふっつに見られる



調査位置図(No.2トレンチ北面)



シュミットネット 下半球投影(北面主体)

それぞれの層理の走向・傾斜(北面)

試料番号	層理の方位	走向・傾斜
01	N86W/8SW	N86E/16SE
02	N44W/6SW	N34E/16SE
03	N26W/10SW	N86W/8NE
04	N72E/12SE	N86W/14SW
05	N72E/8SE	N2E/8SE
06	N54E/12SE	N66E/14SE
07	N2W/12NE	N14W/14NE
08	N38W/8NE	N8W/18NE
09	N68E/12NW	N78E/6SE
10	N76W/4SW	N42E/4SE
11	N64W/12SW	N16E/16SE
12	N74E/14SE	N12W/18NE
13	N16E/16SE	

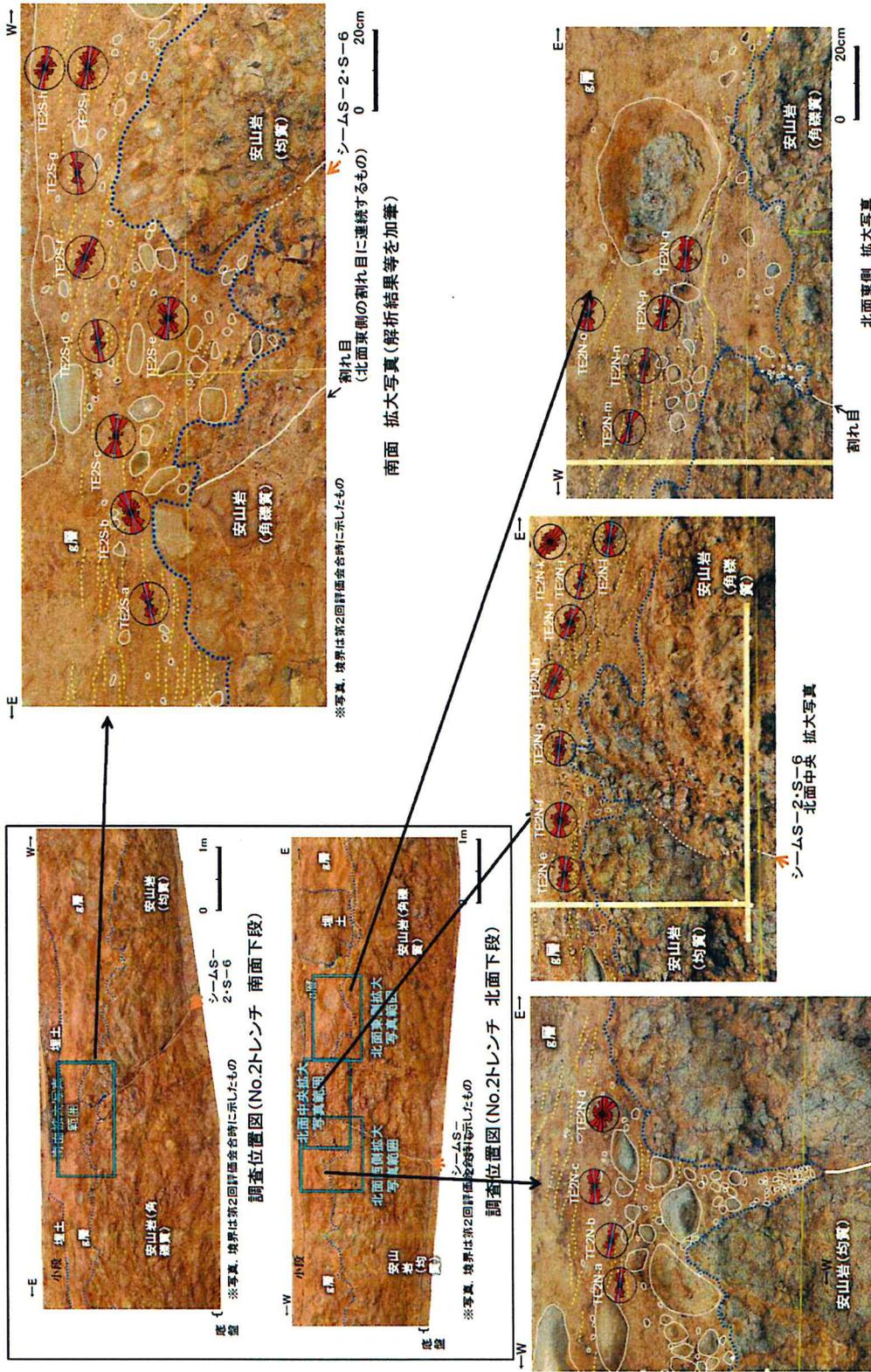
注: ① 主に約10cm以下の厚からなる層理

注: ② 主に約2cm以下の厚からなる層理

・各測定点の傾斜は、20°の範囲(20°の範囲でのバラツキ)にある。

第2部 付図8-1 砂層に挟在する礫の配列(緑とピンクの矢印)に海側から山側への逆傾斜は認められない(コメント回答(その2)(H27.5.7)7を編集・加筆)

別図26 No. 2トレンチのg層中に層理の傾斜は認められないこと(金折(2016)の第2部付図8-1)

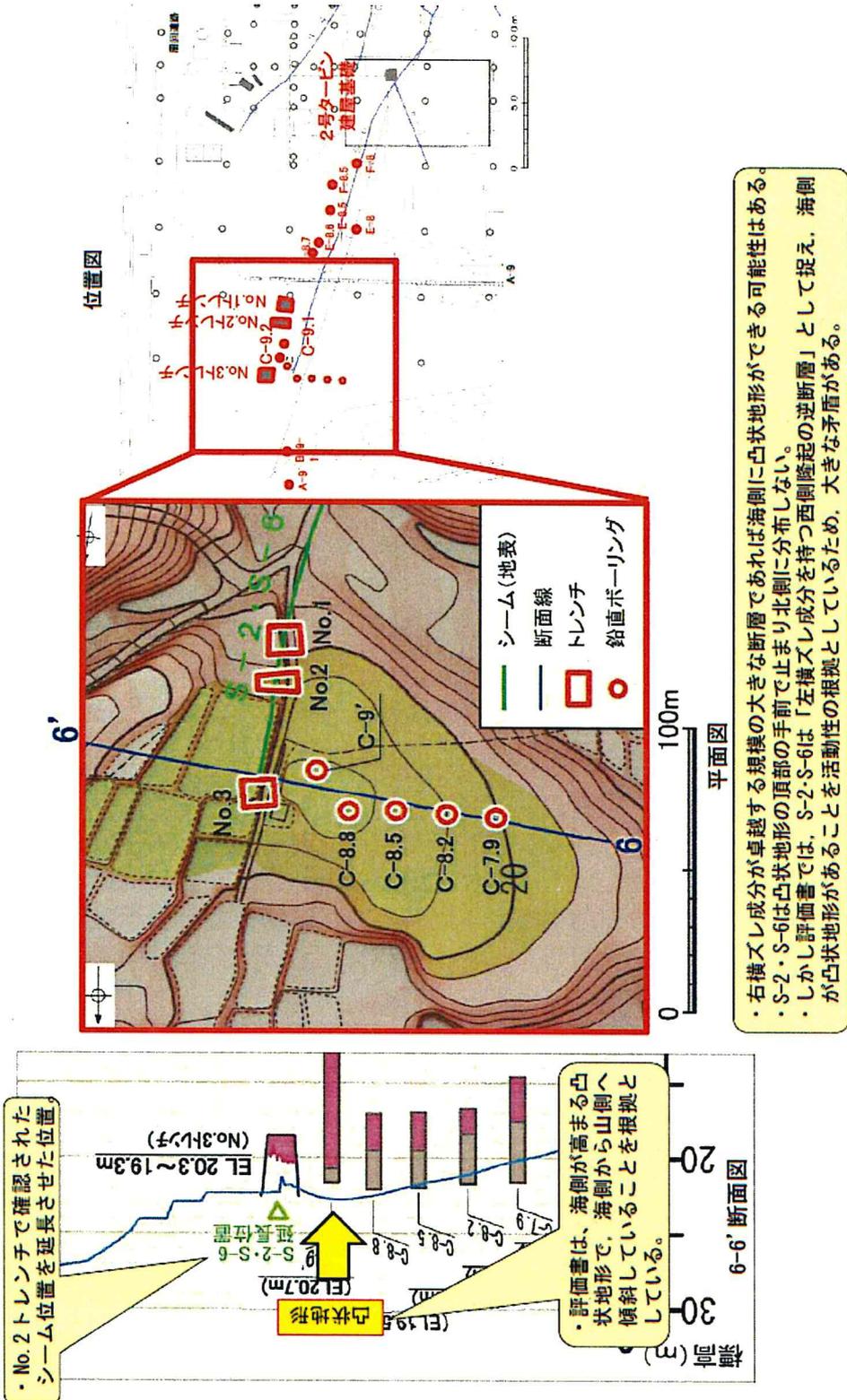


・礫の長軸分布の連なりは岩盤面の凸凹に規制されている。  
 ・こうした堆積構造は凸凹した波食台を埋積した礫質堆積物には普通に見られる。

第2部 付図9 礫の長軸分布に海側から山側への逆傾斜は見られない  
 (志賀・現調6 1-16, 1-17を編集・加筆)

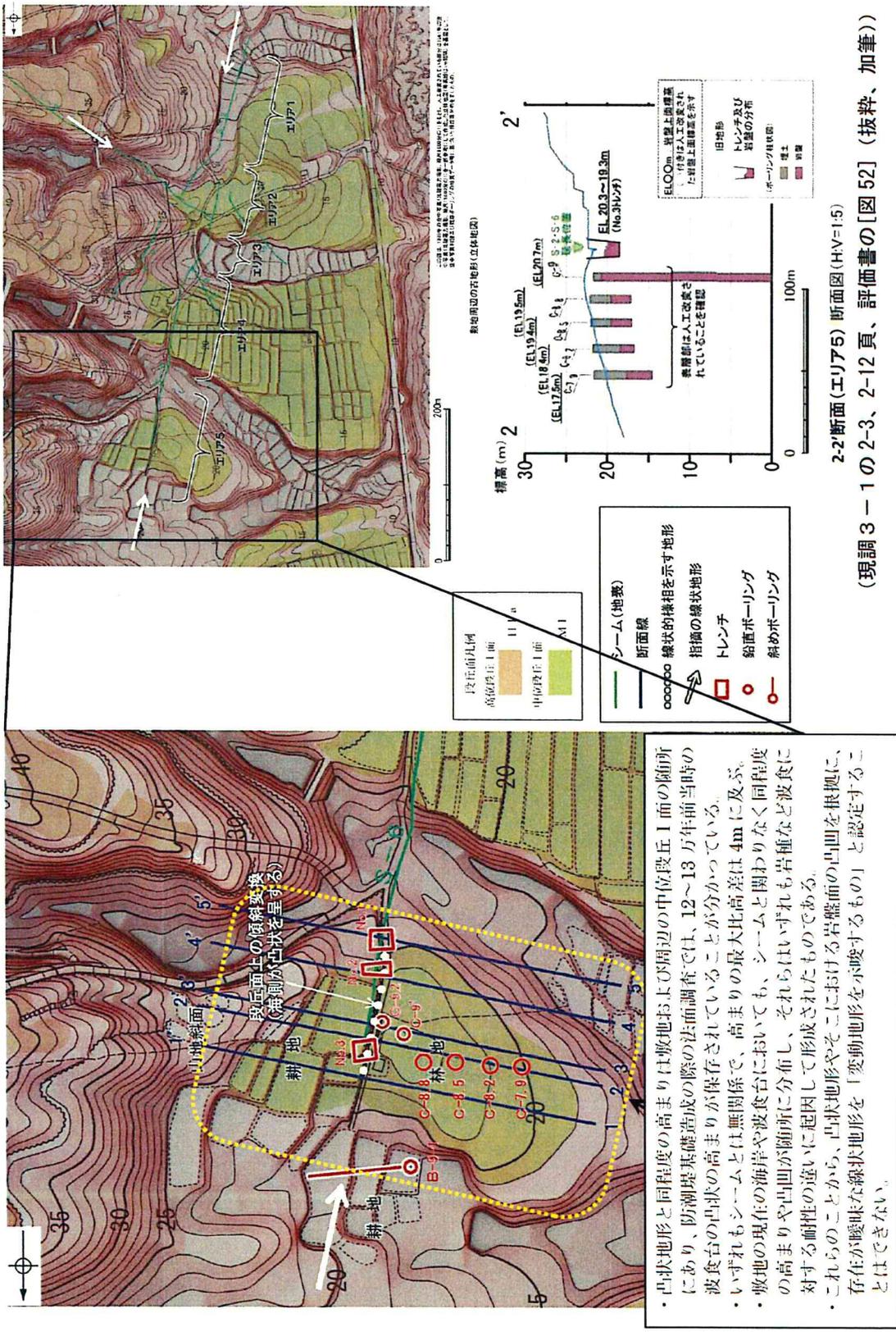
別図27 No. 2トレンチの地層は、礫の長軸分布によれば、岩盤の凹凸を埋めるように堆積したものであり、海岸周辺部で一般に認められる自然な堆積構造であること（金折（2016）の第2部付図9）

凸状地形の形成はS-2・S-6の活動では説明できない



別図28 凸状地形までS-2・S-6は延長していないこと

(小島(2017)の本文説明用資料11)



2-2'断面(エリア5) 断面図(HV=1:5)  
 (現調3-1の2-3、2-12頁、評価書の[図52] (抜粋、加筆))

図O S-2・S-6北端付近の地形と調査位置

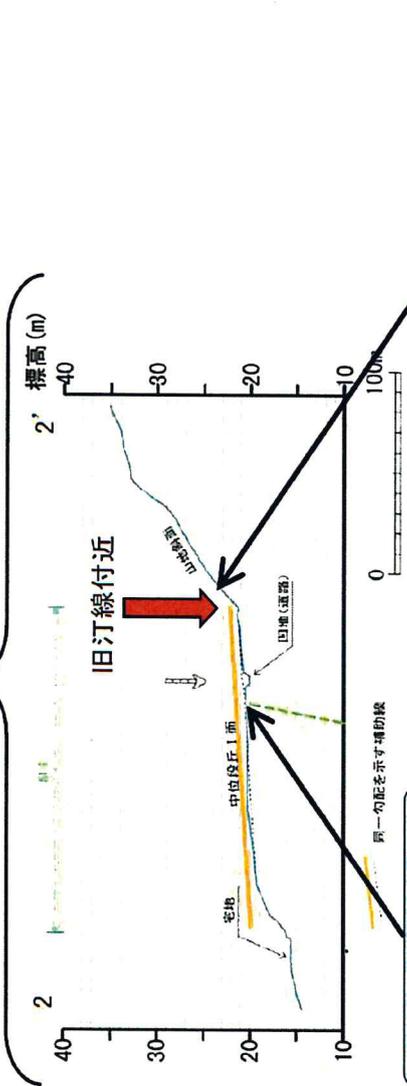
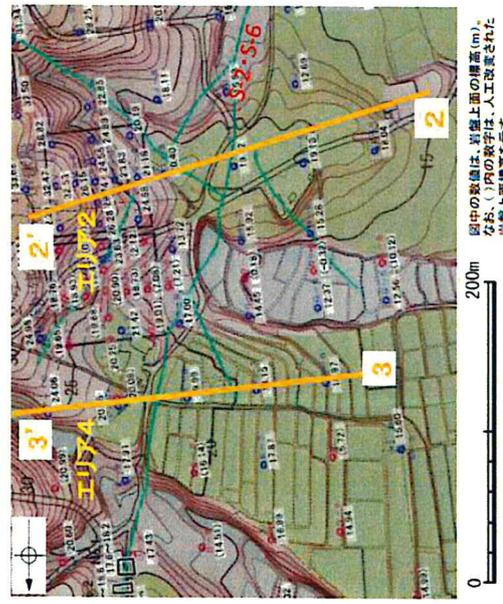
別図29 凸状地形は断層活動の痕跡ではなく自然な侵食で生じた地形であること

(徳山(2017)の図O)

- 凸状地形と同程度の高まりは敷地および周辺の中位段丘1面の箇所  
 にあり、防潮堤基礎造成の際の法面調査では、12~13万年前当時の  
 波食台の凸状の高まりが保存されていることが分かっている。
- いずれもシームとは無関係で、高まりの最大比高差は4mに及ぶ。
- 敷地の現在の海岸や波食台においても、シームと関係なく同程度  
 の高まりや凸凹が随所に分布し、それらはいずれも岩種など波食に  
 対する耐性の違いに起因して形成されたものである。
- これらのことから、凸状地形やそこにおける岩盤面の凸凹を根拠に、  
 存在が曖昧な線状地形を「変動地形を示唆するもの」と認定するこ  
 とはできない。

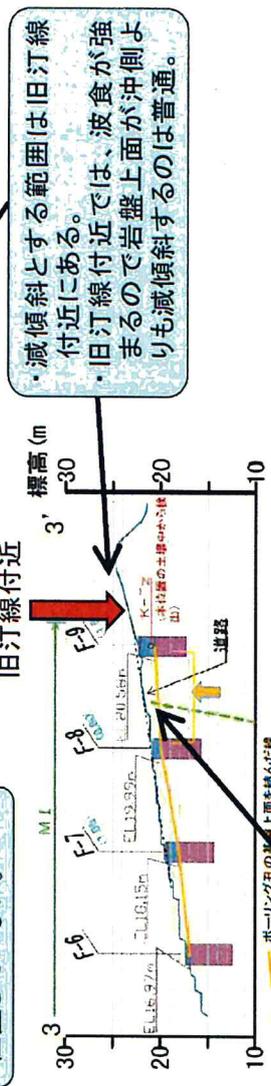


この地形は人工改変の影響が大きく、議論の相上りにのせるべきレベルのものではない。



S-2・S-6が旧汀線に位置していない。

断面(エリア2)  
※志賀・現調7-2資料では2-2'と表記



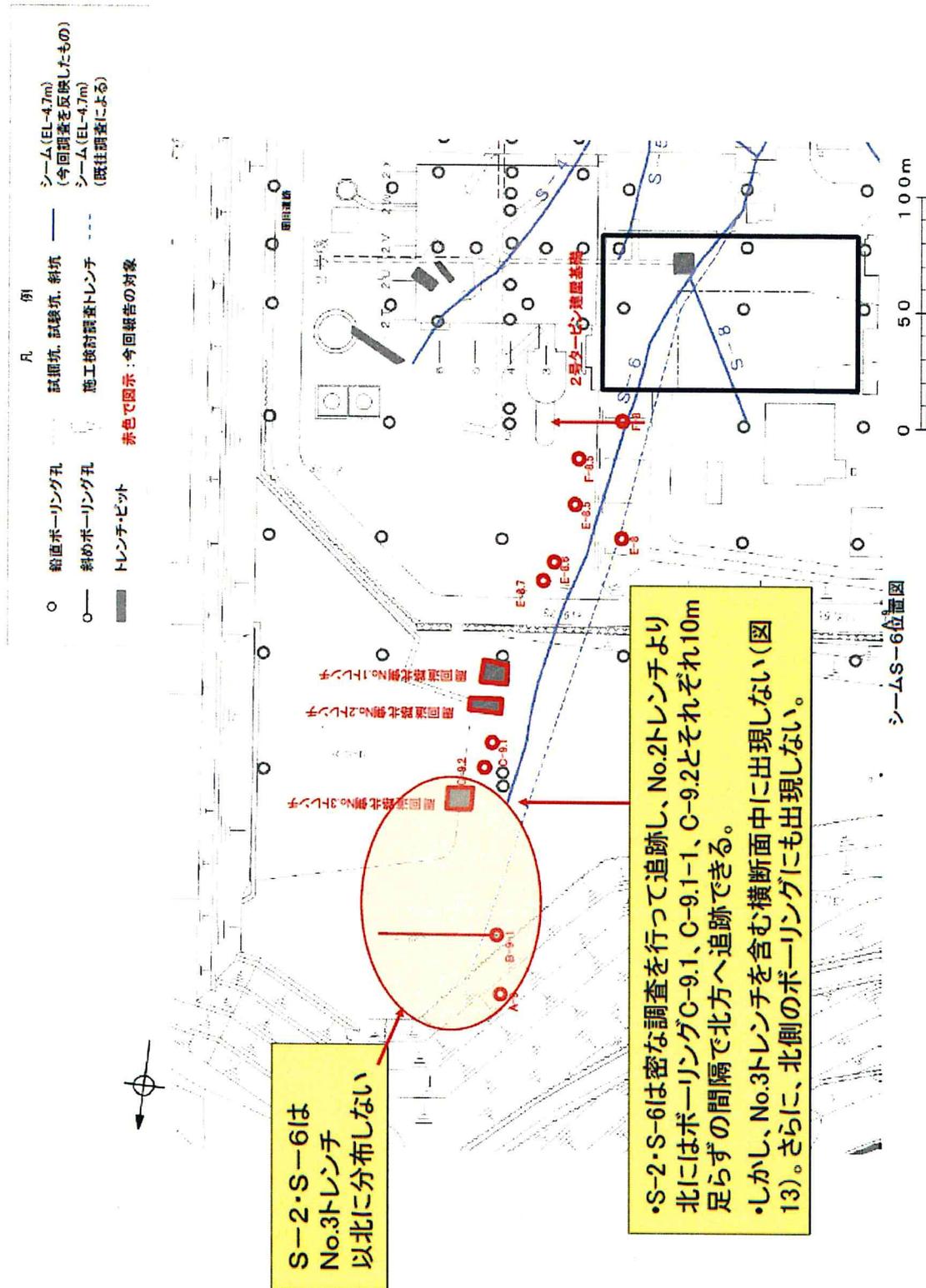
S-2・S-6が旧汀線に位置していない。

断面(エリア4)  
※志賀・現調7-2資料では1-1'と表記

減傾斜とする範囲は旧汀線付近にある。  
旧汀線付近では、波食が強まるので岩盤上面が沖側よりも減傾斜するのは普通。

図14 エリア2およびエリア4の地形と基底面高度に変動地形は想定できない (評価書 図53を編集・加筆)

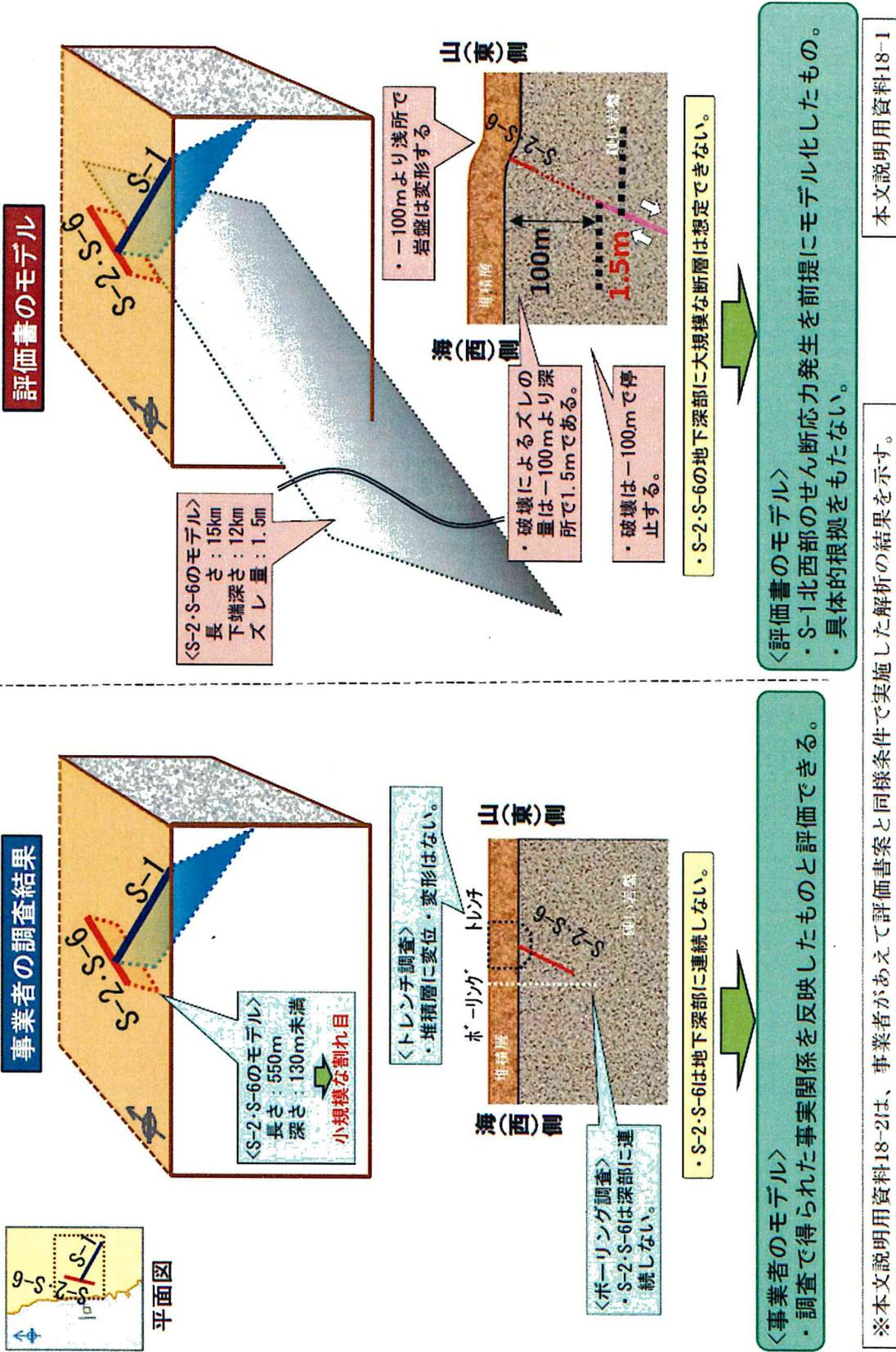
別図31 本件評価書のいう地盤の傾斜は、変動地形として本来検討すべきレベルにはない、あまりに小規模な地形を取り上げるものであること(山崎(2017)の図14)



第2部 付図11 S-2・S-6の北端は密な調査に基づいて判断 (最終報告書 2-161を編集)  
 別図3 2 凸状地形までS-2・S-6が延長しないことは、綿密な調査により確認されていること  
 (金折(2016)の第2部付図11)



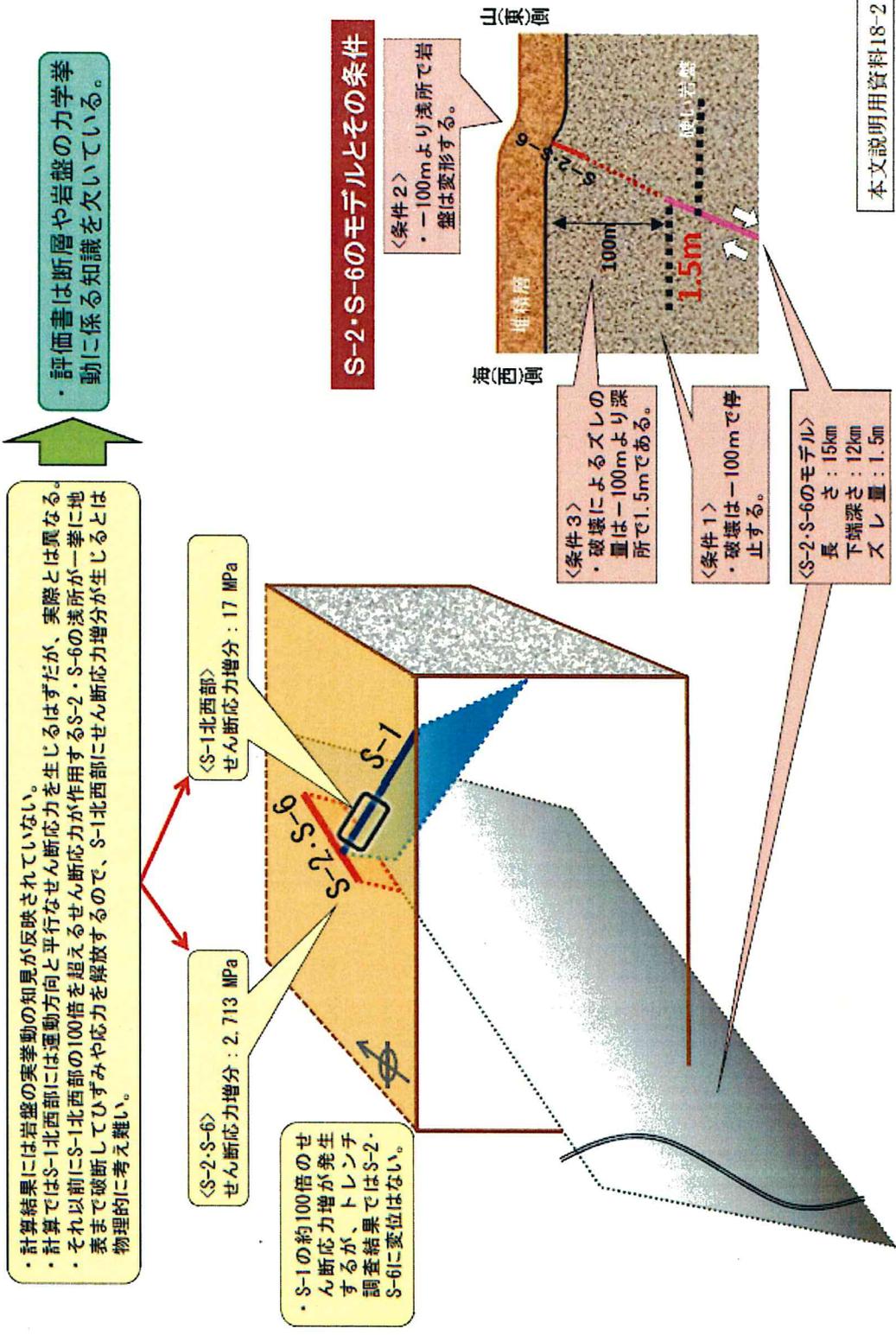
# 事業者の調査資料に基づくモデルと評価書のモデル



別図3-4 本件評価書の断層モデルは地形や地質に係る調査結果から得られた事実を無視したものであること

(小島(2017)の本文説明用資料18-1)

**評価書のモデルを用い、実際にS-1北西部とS-2・S-6浅所のせん断応力増分を算出すると、計算値は評価書の主張と矛盾する事態を招来する**



別図3-5 本件評価書の結論は、本件評価書の想定した断層モデルから導かれる解析結果と矛盾する矛盾すること  
 (小島(2017)の本文説明用資料18-2)



**写真-3(2) 主応力方向とズレの関係(鉛直)**

別図36 S-2・S-6の活動を仮定しても旧トレンチの段差を形成するようなS-1の活動(北東側が隆起し南西側が沈降する活動)は地盤工学的に起こり得ないこと(太田(2016)の写真-3(2))